



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2020
7.27
no.165

Report

- ① 子どもから学び、子どもたちに返していく教育の営みを
教育研究全国集会人権教育分科会・前共同研究者 上原仁朗 1
- ② 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
2018年度「日本語を母語としない親子のための
多言語高校進学ガイダンス」報告
実行委員長 角田 仁 5
- ③ 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
2018年度活動報告書
FSやつしろ外国にルーツを持つ子どもたちの会 8
- ④ 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
子ども・若者たちが踏み出した一歩
一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター 13

World trends

- Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.2~2020.4)
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二 18

Topics

- 新型コロナウイルス感染症と子どもの権利
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二 31



子どもから学び、 子どもたちに返していく教育の営みを

教育研究全国集会人権教育分科会・前共同研究者 上原仁朗

日本教職員組合が主催する教育研究全国集会の人権教育分科会では、討議の柱をつぎのように立てている。(1) 子どもたちの姿とくらしのなかに、差別の現実・解放への願いを読みとる。(2) 教師自らの変わり目を伝えあう。(3) 子どもが反差別へと反転していく姿を、教育実践の事実在即して明らかにしていく。(4) 反差別、人間解放の授業をどのように作り出しているか。子どもの人権感覚を育て、生きることを励ます学力・文化とは何かを明らかにする。(5) 「07 日教組人権教育指針」を活かし、学校と地域に反差別の「人権文化」を構築しよう。以上である。この討議の柱に沿いながら、子どもの人権について私が体験し、また見聞きしながら感じたこと、学んだことを整理してみたい。

1976 年春、私は高校の教員となった。最初の職員会議。「(議案では) 学年主任がクラス担任も兼ねてるが、同じ教科だし、今度来た先生に担任してもらってもいいのではないか?」という意見が出て、(原案変更で) 私は初任で一年生の担任になった。こうして教員生活がスタートした。振り返って最初の 1 年、「子どもたちの姿とくらし」など、私には全然見えてなかったというより、見ようとしてなかった。一軒の家も家庭訪問しなかったというより、する必要ないと思っていた。だから、「教師自らの変わり目」などありようもなかった。しかし、実はたくさんのチャンスがあった。そのチャンスに見向きもしなかった自分がいたというのが事実である。最初のチャンスは、その年 5 月の「狭山差別裁判糾弾、全国一斉同盟休校」である。「子どもたちが同盟休校する。これをどう受けとめるか。」ということが職員朝礼(会議?)で論議された。それを私は、「同盟休校する子どもの当日の出欠をどう記録するか。出席扱いか、欠席とするか。」というレベルで聞いていた。自分のクラスの子が当日どんな思いでいるのかということは、まったく思い浮かばなかった。それから二ヶ月。夏休みに入る前後、学校から出向いて中学校の校区単位で地区別懇談会が開かれていた。そこで出会った保護者から、「帰りに家に寄られませんか。」と声をかけられた。それを私は自分の都合だけで断った。これが教員 1 年目の私である。そんな私のそばで、「君も担任なら、生徒がどんなところで勉強しているかぐらいは知っておいたがよかばい。ぼくは昨日帰りにあの子の家に寄って帰ったばい。」とささやかれた先輩がいた。「学校は何かあったらすぐ親を呼び出すが、そのことで一日の日銭を失う親がいることぐらいは知っつけ。」と檄を飛ばされた先輩がいた。

そして 1977 年春。クラスの保護者役員の依頼のため、初めて担任している子どもの家を訪ねた。玄関先で子どもに尋ねると、「母は向こう。」と指さした。その場は畑だった。保護者会でのこざっぱりした姿はそこになく、泥にまみれて働く姿がそこにあった。「子どもはここから学校に来ているのか。」という実感を持った瞬間だった。今振り返って、これが私の「教師の変わり目」の第一歩だった。「差別の現実」も「解放への願い」もまだ何も読めてはいないけど、学校という枠を越えて、外の世界との出会いが始まった瞬間だった。以後私は、少しずつだが、そして形ばかりではあったが、担任した子どもの家を一軒一軒

訪ねて回るようになった。

そんな私を気に留めて、全国同和教育研究大会に連れ出してくれた先輩がいた。そして大会で私が見聞きしたのは、「これが生徒の母ちゃんが歌う地突き歌」と分科会会場で朗々と歌う神戸の高校の先生と、採用選考の問題事例の数の報告が続く中、「俺たちが聞きたいのはそんな話ではない。俺たちが聞きたいのは、その子どもたち一人ひとりがどんな気持ちでいたのか、それが聞きたいのだ。」と、発表を遮ってとんだ会場からの声だった。当時はその姿と声にただただびっくりしたばかりだったが、今整理して振り返れば、『「子どもたちの姿とくらしのなかに、差別の現実・解放への願いを読みとる。』とはこういうことだ。』という姿と声だったと思う。

その翌年、私は加配教員として、いわゆる同和教育推進教員となった。「なんで俺のことを知ってるってあいつに言うのか!? 俺が部落出身というのが分かってしまうではないか。」と子どもから怒られた。学習会で、「妾でいいから好きな人と一緒にになりたい。」(ママ)という子どもの言葉に、差別の罪深さを思いもした。そうして歩み始めた私が、私にとっての最後の研究集会(2020年)で述べたのが以下の文である。

ずばり、差別の現実とは何か?その捉え方が問題です。私たちはややもすれば、差別の現実とは、被差別者の生活のありようという捉え方をしていないでしょうか。被差別者、例えば部落の人々の生活のありようを知る、そのために部落に行け、そこで学べと思っていないでしょうか。

私が部落に行き始めた頃、そこである方とこんな出会いをしました。春の庭先での話です。開け放たれた居間では、家族が夕食を囲んでいました。そこを指さしながら、「先生見てごらん。幸せな家族に見えるやろ。でもな、孫は3歳になるけど、息子の嫁の親は、孫の顔を見たことがなかとばい。結婚式にももちろん来なかった。」と話されたのです。

これは差別の現実でしょうか?そうではありません。あえて言えば、被差別の現実です。差別の現実とは、つぎの様なことだと思います。

一人の高校生が父を恨んでいました。「父は仕事をしているかどうか分からない。私は自分のアルバイト代と部落解放奨学金で生活している。『お前だけは高校に行け』という姉と兄の励ましで高校に来た。」という子どもがいました。その子どもと父親とつき合ううちに、長い時間が経ってからですが、子どもがこう言いました。「父親にとって一番辛かったことは、他人に差別されたことではなく、私に恨まれたこと。これが父親にとって一番辛い部落差別の影響だったと思う。」「私は、父親が卒業できなかった高校を卒業すること。父親が求めて得られなかった安定した仕事に就くこと。これが私にとっての解放運動。」と語ったのです。

その間の高校生の変わり様を見ながら私は思ったのです。差別の現実とは、父親から仕事を奪う社会のありよう、そのことを通して子どもに親を恨ませる社会のありよう、それこそが差別の現実と思ったのです。差別の現実とは部落の生活の中にあるのではなく、部落の生活を圧迫し、親と子の関係を引き裂く、社会のありようの中にあるのです。

だから部落の子は問うのです。「先生、なぜ私が部落なのですか?」「私のむらと隣のむらの間に柵や壁もないのに、なぜ私のむらは部落なのですか?」と。おとなの方もこう言われました。「なぜ私たちのむらが差別されるのですか?分かりません。先生、理由を教えてください。」

差別の現実、部落の中にあるのではなく、部落をとりまく社会の中にあるのです。そこから考えると、この教研で忘れられぬ報告が18年前に島根の先生からありました。生活が厳しく、祖母と暮らしている中学生の部落の子が、歯の痛みをこらえて歯医者に行くのをがまんしているという話です。その話を報告者は、部落差別で貧しくて歯医者にも行けない子どもと報告されたのではなく、歯の痛みをこらえ歯医者に行くのをがまんするのは、「ばあちゃんにお金を使わせないために、私は差別と闘っているんや」という中学生の子どもとして報告されたのです。

子どもをどう見るのか。差別をどうとらえるのか。私たちがとすれば、貧しい、つらいということで理解しがちな話を、がまんを強いる差別を告発し、その差別と闘う姿と逆転させる報告だったと思います。問われているのは、私たちがどの位置に立って物事を見ているかという一点です。答えは部落の中にあるのではなく、それをとりまく社会の中にあるのです。その社会のありようを見極めること、これが、人権教育の出発点として大切だと思います。

1976年夏の地区別懇談会で、「帰りに家に寄られませんか。」と声をかけられた保護者の子ども、私が最初に担任したその子どもは、その年5月の「狭山差別裁判糾弾、全国一斉同盟休校」に参加するかわないかで自問した子どもである。その子どもは高校入学前に同級生から差別発言を受けていた。保護者にすれば、「実は」と語り伝えなかった話であり、「高校ではどうですか。」と語り合いたい話であった。教員が一步前に出るか出ないかで、子どもと親をとりまく世界の見え方が大きく変わるのである。当時私は、一步も前に出ようとはしていなかった。

そんな私が同和教育にふれ、たくさんの人に出会い、たくさんのことを学ばせてもらった。どのように整理したらよいのか分からない。記憶に残る子どもたちの言葉とその周囲の状況をいくつか書きとめておきたい。

「先生たちは、俺たちが職員室に訪ねて行って声をかけると必ず言わすたいなあ。『ちょっと待ってけ。』って。これを聞くと俺たちはもう、話す気持ちがなくなるとたいなあ。」こう語った彼は、全国解放奨学生集会という部落出身の高校生を中心とした議論の場に、熊本県から初めて参加した高校生たちの一人である。青年になった彼が1980年代の初期に語った言葉であるが、続けて彼はこう言った。「10年前と先生たちはいっちょん（少しも）変わっとらんなあ。」当時熊本は、同和教育の隆盛期だった。その時代にあってなお、変わらぬ教員の姿に彼は怒りをぶつけていたのだ。あふれる思いをもって日々を過ごす子どもたちの声を聞く、顔を見る、思いを受けとめることが必要なのだと思う。

思いを受けとめるということで忘れられぬ話がある。熊本では部落解放共闘会議主催で「狭山差別裁判糾弾、石川青年奪還、狭山県民集会」が毎年5月に開かれていた（今も形を変えて続いている）。1980年春、一人の子どもが、「この集会が開かれていること。そして自分もこの集会に参加すること。そのことを知って欲しい、分かって欲しいので、全校生徒に伝える場をつくって欲しい。」と訴えた。この訴えを受けとめ保障するために議論が必要だった。受けとめてくれたのは、日教組の組合員だった。組合員の中にも反対意見はあった。しかし2時間に及び職場会（分会会議）につきあってくれた。そして最後に出た言葉は、「子どもが元気になることを保障するのが組合の仕事。子どもがそのこと（全校集会を開くこと）で元気になるなら、それを保障するのが私たち組合員の務め。」だった。私たちの立つ位置を定め

た職場会だった。後日の職員会議は1時間足らずで伝える場の保障を決めた。

しかし、思いを受けとめることは簡単なことではない。差別発言の場に居合わせた子どもが、その場では何も言えず、後日祖父と私の前でその事実を話した。「先生、これが差別ですばい。よろしく頼みます。」と祖父が言われた。私は学校に戻ってその事実を伝え、学校として発言者にその過ちを注意した。しかし、差別発言を告発した子どもの胸にある思いは聞き取ることはなかった。確認学習会を終えて父が言われた。「泣いている子のそばに誰か来たか？」私たちの事後の取り組みに抜け落ちていることを言われたのである。「泣いている子のそばに誰か来たか？」その言葉は、以後の私の行動指針ともなった。そして20有余年。告発した当時の子どもが、解放同盟の支部員としてレポートを書いた。「差別発言したあの人は、私が部落であることを知っててああ言ったのかしら。」と。この一言に「私はこの人の思いにちっとも寄り添ってなかった。」と思い知らされた。それでもこの人は私にこう言ってくれる。「先生が、長く部落問題につながってくれているのがうれしい。あの頃は先生もまだひよこだったもんね。」そしてさらにこうも伝えてくれた。「最近だけど、差別発言したあの人も、当時のことを語り合ったよ。」と。

最後に、高校生の就職時の差別をなくすために、1973年に制定された全国高等学校統一用紙（いわゆる統一応募用紙）について記しておきたい。

この統一用紙は、1984年、指導要録の改訂にあわせて様式が一部変更された。この様式変更を機にさまざまな問題が浮かび上がり、各県から抗議の声があがった。熊本県同和教育研究協議会では、「行動及び性格の記録」欄に、「基本的な生活習慣」が「基本的な生活態度」に改められ、あらたに「勤労意欲」、「社会性」が加えられ、「上記の評定は、生徒個人の特徴を示すものである。」と付言されていたことに対しても、つぎのように意見をまとめた。「部落差別が部落の生活を破壊し、教育を奪ってきた背景を抜きに現象面や社会的対応面だけで評価していく危険性が大きい。」「学校自体が企業の採用選考を先取りし、肩代わりしていく危険性が極めて大きい。」「障害を持つ生徒達は、殆どが社会から隔絶されており、『社会性』など評価しようがない。」「生徒相互の比較によるのではなく（中略）個人の特長のプラス面を書いていくべきである。」と。

各方面からの異議申し立てにより、翌1985年に統一用紙は再改訂された。「家族欄」の「続柄」が「性別」に変更等のほか、「基本的な生活態度」、「勤労意欲」、「社会性」は削除され、「上記項目の評定には、（中略）生徒相互の比較によるものでなく、本人の特長を示すものとする。」とされた。異議申し立ての過程で私たちは、当時の全国同和教育研究協議会委員長に、「家族欄があればそこを糸口に差別が起こる。削除できないか。」と問うた。「そう思う。しかし、社会的な合意がそこに達していない。」と返事された。そして12年後の1997年、統一用紙から家族欄は削除され、2005年には保護者欄も削除された。人権教育分科会の討議の柱、「差別の現実・解放への願いを読みとり、教育実践の事実 に即して、学校と地域に反差別の『人権文化』を構築する。」とは、このようなことも含めて言うのではないか。今後とも、生活の事実 に根ざす同和教育の中から生まれた人権教育の発展、充実を願う。



2018年度

「日本語を母語としない親子のための
多言語高校進学ガイダンス」報告

実行委員長 角田 仁

1 進学ガイダンスのこれまで

東京における「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」（以下「高校進学ガイダンス」）は、今年で18年目を迎えた。

1980年代後半から、いわゆるニューカマーの外国人の来日と定住が年々増加する傾向が顕著になり、東日本大震災やリーマンショックなどによる一時的な停滞はあったものの、2019年の今日も続いている。

1990年における外国人の数は約98万5千人であったが、2000年には約160万人となり、2018年度末には約273万人となった（法務省統計による。なお、統計の方法が何度か変わっているが、概数としてはおおよそ正確とみてよい）。

こうした変化の中で、学齢期の子どもたちの数もまた急増している。80年代までは、在日コリアンの子どもたちを除けば、学校現場にはほとんど外国人の子どもたちの姿はなかったが、次第に多くの学校に外国ルーツの子どもたちが在籍するようになり、今やそうした子どもたちのいない小中学校はむしろ珍しくなっていると言っても過言ではない。

しかし、日本の学校現場では経験したことのなかったこうした状況への対応は極めて遅れている。このことは1990年代から現在に至るまでそれほど変わっていない。そのため、こうした子どもたちの教育は十分に保障されているとはいいがたいのである。これらの子どもたちは日本語のハンディに加え、母国での教育内容と日本の教育内容との相違、日本の学校制度に関する理解の不足、日本の学校の受け入れ態勢の不備などが原因で、日本の学校制度からはじき出されているケースも多い。実際、正確な統計はないものの、文科省の統計（学校基本調査）から推計される「日本語指導の必要とされる児童・生徒」の高校進学率は、児童・生徒全体の進学率に比して、相当低いとみられている。

こうした状況への危機感から、教員や子どもを支援しているNPOなどの団体や支援者が中心となり、東京では2001年に初めて「高校進学ガイダンス」が開催された。以来、18年間にわたって途切れることなくガイダンスを実施してきた。

発足当初のガイダンスは開催回数も参加者も少なく、小規模なものだったが、年々参加者は膨れ上がってきたため、現在は都内各地で6回開催するまでになった。参加者数も、子どもと保護者、ボランティアや通訳を含めると、今年度は6回の延べ人数にすると700人弱に達している。主催者も、最初はほぼ個人の有志で運営していたが、途中から都内の各地域で活動する団体で構成した実行委

員会形式を取るようになっていく。構成団体の意思疎通とガイダグスの内容の検討、問題点の抽出と改善方法の提案などのため、年3回ほど実行委員会の定期会合を持っている。

2 2018年度の取り組み

2018年度の高校進学ガイダグスは、7月1日に文京（東洋大学）、7月8日に武蔵野（武蔵野スイングビル）、7月16日に品川（品川区中小企業センター）、10月14日に大田（東京都立六郷工科高校）、10月28日に八王子（八王子東急スクエアビル）、11月3日に新宿（新宿コズミックセンター）の6回行った。昨年は個別相談のみのガイダグスを夏に1回行ったが、今年は諸般の事情で実施は見送った。

ガイダグスの各会場で共通に行っている内容は、多言語の通訳を介しての①日本の学校制度の説明、②東京都の高校入試の仕組みと日程の説明、③学費や奨学金についての説明、④面接の受け方（模擬面接によるロールプレイング）、⑤受験に際してのアドバイス、⑥外国につながる高校生の体験談発表、⑦高校教員や中学校教員、支援団体による個別相談である。それ以外に各会場ごとの特色として、行政書士などによる在留相談、すでに高校受験を終えた保護者による体験談発表、先輩高校生を囲んでの座談会などがあり、各会場の実施団体ごとに、地域の特色を生かした工夫をしている。

国別参加者数を見ると、今年度は14の国と地域出身の親子が参加した。以前からの課題であるが、少数言語の参加者については通訳を確保することができず、「やさしい日本語」で対応せざるを得ないケースもあった。通訳者の確保のために、大学等との連携も今後必要になってくよう。

今年度大きく変わった点として、行政がガイダグスに関心を示し、多少なりとも関わろうという姿勢を見せるようになったことである。大田ガイダグスでは、会場として初めて都立高校を使用することができ、また新宿区の外郭団体（新宿未来創造財団）が委託事業として新宿ガイダグスを共催するようになったことなどである。また、東京都教育委員会の関係者やその他の行政の担当者が見学によく訪れるようになったことも大きな変化といえる。これまでは名義だけの後援にとどまっていたが、実質的な協力が得られたことは一歩前進であると考えている。

この姿勢の変化の背景には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫る中で、行政も足下の国際化に取り組まざるをえなくなったことと、今年4月の入管法改正により、外国人人口の急速な増加が予想される中で、教育の問題にも取り組まなければならないという国の姿勢の変化があると考えられる。これから行政とどのように連携していくべきか、ガイダグスとしても考えていかなければならない。

3 子ども・若者の参加

近年は、ガイダグスに参加した後に高校へ進学したり、大学生・社会人になったOB・OGが積極的にスタッフとして力を貸してくれたりするようになっていく。多くの高校生が体験談を発表したり、通訳として関わったり、スタッフとして働くなど、活躍する機会が増えている。特に通訳として働いてくれるOB・OGは、自分たちが最近の高校受験の経験者でもあるので、的確な訳とアドバイスをしてくれる例が多く、大変力になっている。

また、三年前から進学ガイダンス実行委員会も協力して年3回実施している「高校生のための進路ガイダンス」においては、今年度も高校生の主体的な活動に取り組み、高校生自身の企画もガイダンスの中に取り入れている。

このように当事者としての子ども・若者にさらに活動に積極的に加わってもらうことにより、子どもたちの社会的な活動への契機とするとともに、このガイダンスの活動の継続と活発化を図っていきたいと考えている。

4 今後の課題

前に述べたように、19年4月の入管法の改正により、外国人人口の急増が予想されている。また、すでに2000年代より明らかになっているところだが、来日外国人の定住化の傾向も一層進むことも予想される。定住化し、日本で生活していく外国ルーツの子どもたちの教育問題が一層深刻になってくることは疑いない。そうした中で「高校進学ガイダンス」の役割も、さらに重要度を増していくと考えられる。

しかしながら、ガイダンスの開催には大きな課題もある。まず何よりも運営に関わるメンバーの不足である、実行委員会は多くの団体から構成されているが、基本的にボランティアとしての参加である。ガイダンスの運営を実質的に担っている外国人支援の団体は、外国人人口の増加と問題の多様化により業務が飛躍的に増えているが、財政的な問題もあって、スタッフの増員が難しい。学校が多忙化する中で、相談とアドバイスを担当している中・高の教員は、土日もクラブ活動や生徒引率などの仕事が増えており、ガイダンスで活動することが難しい。少しずつではあるが、ガイダンス参加者の中から育ってきたOB・OGがNPOの中でボランティアやインターンとして活動しはじめているので、彼らにガイダンスの運営にも関わってもらうようにしていかなければならない。

二つ目には、ガイダンスの運営を支える財政の問題がある。ガイダンスの運営には、他県のような行政からの財政支援がないため、完全自主財源で行っている。そのため、日常の活動においても資金が不足がちな支援団体の負担は非常に大きい。今年度はこれまで一家族三百円に抑えてきた参加費を、五百円にあげざるをえなかった。また、通訳の数と質を確保するためには現在交通費のみの支給でお願いしているお礼を、もう少し差し上げられるようにしていかなければならない段階に来ている。さらに、受験制度の変化に対応するため、現在使用している「多言語進学ガイドブック」も改訂していかなければならず、支出の増加が見込まれている。幸い、今年度は新宿会場においては行政の外郭団体に全面的な財政負担をしていただいたので、昨年より支出を抑えることができた。今後も無料の会場を確保する等、支出を抑える努力をするとともに、恒常的な寄付金や補助金を確保するなど、安定的な財源の確保を図っていくこと必要となっている。

三点目に、進学ガイダンスにとどまらず、子どもの教育環境全般に対するコミットが求められているということである。今年度文科省が初めて実施した外国人子どもの高校進学後の状況調査によると、外国人子どもの高校退学率は極めて高いということが明らかになった。また、高校を卒業した後の進学率や正社員としての就職率も著しく低くなっている。私たちも、ただ高校に進学させればよいというだけではなく、進学後の子どもたちの進路保障に向けても、何らかの努力をしていかなければならないという課題が明確になってきている。さしあたってはガイダンス実行委員会として行政に働きかけていくことが必要となっていると考えている。

2018年度活動報告書

FSやつしる外国にルーツを持つ子どもたちの会

1 はじめに

当会の活動拠点である熊本県八代市には、近年のグローバル化の波を受け、いわゆる「外国にルーツを持つ子ども（両親が外国人、国際結婚の連れ子、帰国子女など）」が多く在住している。しかし、こうした子どもたちは各学校に1～2名ほどと点在している状態であり、勉強や進路、友人関係など、外国にルーツを持つが故の悩みがあっても、1人で思い悩んでいるという状況にあった。

そんな中、2014年に立ち上がったのが当会「FSやつしる 外国にルーツを持つ子どもたちの会」である。当初は「外国にルーツを持つ子どもたちが集える場所を作りたい」というスタッフの願いのもと、年数回の交流会を実施していたが、会に関わる子どもの数が増えたこと、そして子どもたちが抱えているニーズが多岐に及ぶことなどから、活動内容を交流会以外のものにも広げ、現在では活動の柱を以下の4つに定め、実施している。

- 1、子どもたちの交流・居場所づくり…学期に1回を目途とした交流会の実施
- 2、学習会…毎週土曜日の学習会の実施
- 3、支援者の育成…本団体の活動主旨に興味を持つ支援者の育成
- 4、教職員・保護者向けの研修会…年1回の交流会の実施

以下、これらの4つの柱を中心に、平成30年度の活動報告をまとめる。

2 活動報告

【子どもたちの交流・居場所づくり】

今年度の交流会は、会場を各町内のコミュニティセンターに定め、7月・3月の2回実施した。いずれも当会の会員である外国にルーツを持つ子どもの保護者や、地域に住む外国人に講師役を依頼し、料理を中心とした文化を学ぶことをテーマに実施した。実施に当たっては、当会が拠点を置く八代市内の小中学校にチラシを配布し、当会のことを知らない外国にルーツを持つ子どもや、日本ルーツの子ども、外国にルーツを持つ子どもの支援に当たる教師など、外国にルーツを持つ子どもに関わるすべての人に、交流会の情報が行き渡るように努めた。

しかし、学校によっては担当職員がチラシを受け取ったところで情報がストップしてしまい、必要

な子どもに行き渡らないというケースもあった。情報量の多い学校という場において、いかにして教員に当会の活動を知ってもらい、支援を必要とする子どもたちにつなげてもらうかが大きな課題であると実感させられた次第であった。

(1) フィリピン料理を作ろう！

今年度第1回の交流会は、当会の中でルーツを持つ子どもたちが最も多い「フィリピン」に焦点を当てた。フィリピン人の保護者に講師役を依頼し、フィリピン料理を作った。夏休みを目前に控えた時期ということもあり、この時の参加者は過去最高の47名を記録した。当会の支援対象である外国にルーツを持つ子どもたちとその保護者はもちろんのこと、学校関係者や地域住民、市役所関係者など、その顔触れもさまざまであった。

おとながフィリピン料理を作る間、子どもたちは学生部主導のもと、それぞれおしゃべりを楽しんだり、遊びに興じたりと思い思いの時間を過ごしていた。点在していて普段なかなか顔を合わせることができない子どもたちにとっては、大変貴重な時間になったようであった。

また、会の最後にはスタッフとフィリピン人の保護者でフィリピンの文化について紹介する時間を持った。挨拶に始まり、学校文化や生活習慣など、知っているようで知らないフィリピンの文化に触れ、参加者からは感嘆の声も漏れていた。

(2) 韓国文化を体験しよう！

今年度2回目の交流会は、地域住民の中で関心が高まっている「韓国」に焦点を当てた。韓国にルーツを持つ子どもの保護者及び地域に住む韓国人に講師役を依頼し、ハングルお守り作りと韓国料理作りに取り組んだ。今回は子どもたちもお守り作り・料理作りにそれぞれ参加し、学生部やおとなのサポートのもと、それぞれ満足いくものを作ることができていたようだった。

また、これらの活動と並行して「卒業生からのサプライズ」ということで、今年度で小学校を卒業する子どもたちが、保護者への感謝の気持ちを込めてサプライズでケーキを作り、プレゼントした。当会の活動はこれまでおとなのスタッフが中心となって計画・立案から運営までを実施してきたが、子どもたちから「これがやりたい」という提案がなされたのはこれが初めてであった。初めての計画を成し遂げた子どもたちはとても満足そうな表情を浮かべ、サプライズされた保護者の表情も、大変幸せそうであった。今後も交流会においては、こうした子どもたちの意見を積極的に取り入れ、実施することで彼らの成功体験を増やし、自信を育てていきたいと思う。

【学習会】

当会では毎週土曜日の14時から16時までの2時間、八代教育会館において学習会を実施している。今年度も子どもたちのコンスタントな参加があり、日本語学習から教科学習、受験勉強など、個に応じた指導を実施した。

今年度の特徴として、「〇〇でFSやつしるを紹介されて来ました」という子ども・保護者が多かったことが挙げられる。スタッフとの面談を経て、いわゆるゼロ初級と呼ばれる、日本語が全くできない

状態の子どもや、帰国子女など、多くの子どもたちが新しく学習会に参加してくれた。

学習会は1時間半の学習タイムと、その後のおやつタイムの二部制になっている。学校が違い、普段はなかなか顔を合わせることができない子どもたちも、ゆっくりおしゃべりができる（そしてゆっくり遊ぶことができる）おやつタイムを楽しみに学習会に参加してくれている。この時間に抱えている悩みを話してくれる子どももあり、スタッフにとっても情報共有のできる大変貴重な時間になっている。

【支援者の育成】

今年度は、学習会に2名の新規ボランティアの参加があった。大学生・有資格者（日本語教育能力検定試験合格者）とそれぞれの条件は異なっていたものの、スタッフと共に外国にルーツを持つ子どもたちと直接触れ合いながら、「より良い教え方」を共に考え、個に応じた教え方を体得してもらった。当会でこうした経験を活かし、大学で留学生との国際交流に積極的に取り組むようになったり、日本語学校でプロの教師として教壇に立つようになったりと、それぞれの活動の幅も広がったようである。

また、熊本市国際交流会館が主催し、県下の高校生の多文化共生意識を涵養することを目的とした「国際ボランティアワークキャンプ in ASO」における多文化共生分科会のオブザーバーとして当会のスタッフが参加した。分科会を通じた多文化共生人材の養成はもちろんのこと、当会の支援対象である外国にルーツを持つ子どもたちを支援する学生支援者（＝学生部スタッフ）の人材発掘・養成にも取り組んだ。

【教職員・保護者向けの研修会】

今年度は、11月に当会主催の研修会を実施した。テーマを「多文化共生を考える グローバルってなんだろう?」とし、教職員・保護者という枠にとらわれず、地域住民に向けて広く参加を呼びかけた。その結果、これまでの研修会の対象であった教職員・保護者はもちろんのこと、市役所関係者や地域住民、日本語ボランティアなど多様な参加者が揃った。当会の拠点である八代市の主産業は農業であり、アジア圏を中心とした諸外国からの技能実習生の数がここ数年右肩上がりが増えていく。それに伴い、地域のあらゆる場所で外国人を見る機会が増えた。こうした現状が、今回の研修会の参加者の顔ぶれにも反映されたように思う。

研修会では、当会スタッフによる八代市の在住外国人に関する報告、「やさしい日本語」を用いた外国にルーツを持つ子どもたちやその保護者との関わり方についてのワークショップ、外部講師の辻望実さん（マラウィを中心に貧困層の子どもたちの支援活動を行う「VOICE プロジェクト」主宰）を招いての異文化理解ワークショップなど、「多文化共生」や「グローバル」について、様々な切り口から参加者が一つになって考える時間を持つことができた。

これまで「外国にルーツを持つ子ども」をテーマに実施してきた研修会であったが、前述した八代市の現状を鑑みると、今後は今回のような広義の多文化共生をテーマとした研修会の実施が必要となってくるように思う。参加者のニーズに合わせ、柔軟な対応をしていきたいと考える。

【その他】

前述のように、今年度の特徴として挙げられるのが「〇〇でFSやつしろを紹介されて来ました」という子ども・保護者が多かったことである。当会でのスタッフとの面談を経て、八代市教育委員会につなげたり、関連団体につなげて支援を依頼したりするという事例もあった。会として求められている活動・責任が大きくなってきているように感じている。

また、外部の研修会にスタッフが講師として招かれ、八代市における在住外国人の現状や、外国にルーツを持つ子どもたちの支援に関して講話をする機会も多くあった。こうした依頼は数年前からコンスタントに入ってきていたが、今年度の件数は過去最高であった。研修会の対象者も教員から地域住民と幅広く、多くの方に当団体について知ってもらえる機会を持つことができた実感している。

3 おわりに

2018年度は、当会にとって挑戦の1年であった。少しずつ団体としての認知が広まる中で、「相談の場」としての機能を求められたり、外部団体の研修会に講師として招かれたりと、活動の範囲が大きく広がった。こうした新しい挑戦をする中で、当会の存在意義について再考させられるとともに、子どもたちのために益々頑張っていかなければならないと、スタッフ一人ひとりが身の引き締まる思いでいっぱいになった。

子どもたちに関わるとき、当会スタッフの心を必ずよぎるのが、当会を巣立っていった子どもが発した「僕の5年間を返せ!」という言葉である。彼は、来日してから十分な支援を受けられなかった子どもの一人である。日本語の支援もなく、生活的な支援もなく、一人で悩み、苦しんだ。そしてようやく信頼できる大人に出会い、やっと様々な支援を受けられるようになった。来日から支援を受けられるまでに要した期間が、「5年間」である。誰にとっても平等に訪れ、キラキラと光り輝くはずの青春時代を、彼は大人の手によって、めちゃくちゃにされてしまったのだ。青春時代は一度きり。彼の失われてしまった5年間は、二度と返らない。普段とても穏やかで優しい彼が、外部の研修会の中で多くの大人を目の前に叫んだ「僕の5年間を返せ!」。当会が本格的な活動を開始するにあたって、大きな起爆剤となったのが彼のこの言葉であった。もう二度と彼のような思いをする子どもを出してはいけない。一人でも多くの子どもに、笑顔になってほしい。そして、そんな子どもたちを育てる保護者にも、この日本で安心して暮らしてほしいそんな思いで、私たちは日々の活動に取り組んでいる。

19年度から出入国管理法が改正されるに伴い、外国人・外国にルーツを持つ子どもたちを取り巻く環境が変わる。これから新たに来日する子どもの数も増えることだろう。日本で生活するにあたって、何か困ったことがあったとき、「ここに来れば、何か大丈夫な気がする」そう子どもたちに思ってもらえるような会であるように、これからも日々の活動に真摯に取り組んでいきたいと思う。

4 活動風景

【学習会】



【交流会】



【研修会】





第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子ども・若者たちが踏み出した一歩

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター

1 開催の背景

東日本大震災から7年以上が経過した。この間、子ども・若者は、それぞれにこの震災の体験を背負い、身を削るような学びを続けている。その中には、専門的な支援に繋がった子ども・若者もいれば、支援が必要にもかかわらず、専門機関に繋がっていない子ども・若者もいる。また、彼らの中には、被災したふるさとの復興や自分たちの体験を次の世代に繋げたいと願い、活動の場を求めている若者もいる。こうした子ども・若者たちが震災を抱えながら成長し、おとなになっていくためには、継続的・総合的に支援を続ける体制を緊急に構築することが求められる。

阪神淡路大震災では、20年間の支援の必要性が語られているが、さらに広域で厳しい被害を受けた東日本大震災では、それ以上の期間の支援が求められている。だが、残念ながらこれまでの子ども・若者支援に見る限り、総合的・長期的な支援体制が構築されているとはいえない。

一般社団法人東日本大震災子ども・若者支援センターは、それらの子ども・若者の成長と発達を、被災体験を抱えながら成長する子どもの視点から、医療、心理、教育、福祉などの分野にわたって総合的・長期的に支援するために、第1期として「東日本大震災子ども・若者20年プロジェクト」と位置づけ、2030年まで様々な事業を行うことを目的として立ち上げることにしたものである。

震災当時子どもだった若者たちは、友だちや家族、たくさんのおとなたちの支えを受けながら、震災ことや自分の今とこれからのことを考えている。今、そうした子ども・若者たちが新たな一歩を踏み出し始めている。

そこで本センターでは2018年8月26日にシンポジウムを開催し、新たな一歩を踏み出した高校生、短大生、留学から帰国した大学生の3人に、一歩を踏み出すきっかけが今どのように自分の中で位置づいているのか、そして今後どのようなことをしていきたいか等を話してもらうことにした。第二部では登壇者と参加者を交えたワールドカフェを通じ、復興や防災、まちづくりへの新たな一歩を子ども・若者がどう踏み出すか、踏み出そうとする彼らを地域がどのように後押しできるか、一緒に考えることにした。

2 開催スケジュール

日時／2018年8月26日13時から17時

場所／仙台レインボーハウス（仙台市青葉区五橋2丁目1-15）

協力／宮城県議会こども政策研究会、あしなが育英会、東洋大学福祉社会開発研究センター、東日本大震災子ども支援ネットワーク、NPO法人こども福祉研究所、子どもの人権連、全労済、NPO法人子どもグリーンサポートステーション、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

3 参加者の感想

宮城県南三陸町出身 小野寺翔（岐阜県立森林文化アカデミー 2年）

今回の意見交換会は、これまでよりも、「若者がお互いの未来を語り合う」という要素が重視された内容になったと思う。一部では、大学生になった山田町のZOOcaféメンバーの報告から始まり、福島の学生からの報告、アメリカから帰国した同級生の報告から、私の報告へと続いた。これまでも意見交換会は数を踏んできたが、今回新鮮だったのは、団体の活動報告ではなく「私個人の震災からこれまでの歩みと、これからの展望 若者向けに」発表する という点だった。私的な内容となったが、発表を通して、震災から現在までの7年半の経過の中で、自分がどのような影響の元にどんな選択をしてきたのかを改めて整理することができた。二部では、登壇した若者を中心として、若者と支援者を混ぜたグループに分け、ワールドカフェを用いたワークショップが行われた。ワークショップには一部傍聴の学生も数名参加したが、故郷の後輩も参加してくれていたのは非常に嬉しかった。しかし、全体的には若者の参加者が少なかったので、活動に意欲があって思いのある学生をもっと巻き込めれば良いのかなと感じた。今後の活動の継続には、自分たちも関わっていくものの、世代交代という意味で、学生の時間の中で私たちが行ってきたことの火種を次の世代に渡すということも必要だと思う。

私も来年度からは社会人となるので、次の学生のチェンジメーカーをどのように生み、育てるか を考えるためにも、このように若者たちが集う機会と場所は継続的に作っていただければと思う。

宮城県南三陸町出身 阿部成子（神田外語大学 3年）

今回の意見交換会は、発表の中でも言ったとおり、帰国前から楽しみにしておりました。というのも、この意見交換会は自分が震災後に行ってきた活動、その中で感じた気持ちの変化を人に話す事で自分なりに整理する、とても貴重な場です。今回は特に、1年ぶりの参加となったので、Project “M” のメンバーも含め、皆様の新たな一歩を知ることができて、大変刺激的な時間になりました。私自身も、留学の総括を発表する機会が帰国後初めてでしたし、これからもなかなかこのような機会はないと思うので、しっかりと自分の1年を

振り返るきっかけを作ってくださった点においても、森田先生をはじめ東日本大震災子ども・若者支援センターの方々、森田ゼミの学生の皆様には大変感謝しております。私ごとではありますが、この1年の留学で得た経験は、私の人生の中で東日本大震災に次ぐ重大なものだったと感じております。学んだことを常に振り返り、人に伝え、活かして活動していくことが、この留学を可能にしてくれた多くの人々への感謝を伝える方法だと思っております。まだまだ未熟ではありますが、常に学ぶ意思を持ち、成長していきたいと思っておりますので、これからも変わらずに見守って頂けたら幸いです。

岩手県山田町出身 上沢りえ（岩手県立大学盛岡短期大学部 1年）

第1部では、宮城県出身の皆さんと福島県出身の皆さんの報告を聞き、他県で行われている活動について、より深く聞くことができました。福島県出身の二人が、高校1年生であるにも関わらず、堂々と報告する姿に感動しました。宮城県南三陸町出身の阿部成子さんの報告は、個人的にもとても参考になるもので、留学していた1年間に行なった活動内容やその量に驚きました。アメリカ国内の3つの地域に行き活動したということで、行動力があってすごいなと思いました。私は2週間ほどアメリカ研修に行くので、実り多き研修にしたいと感じました。

第2部では、「この夏、困ったこと」「最近モヤモヤしていること」「今後、やってみたいこと」の3つの簡単なテーマで話が展開されたため、とても話しやすかったです。進路のことでモヤモヤしていましたが、多くのアドバイスを頂いたので、参考にしたいと思いました。また、今後のカフェについての提案も頂いたので、その提案を山田に持ち帰り、実現できるか話し合いたいと思いました。今回は、3回に分けてグループで話し合ったため、発言する機会が増え、高校生から大人まで多くの意見を聞くことができました。良い刺激になりました。また様々なお話を聞くのが楽しみです。

岩手県山田町出身 小林未空（盛岡大学短期大学部 1年）

私は今回の意見交換会に参加してZ00caféについて発表するときはとても緊張しました。高校生の意見を聞いて、高校生なのに内容も濃くてすごいと思いました。発表にしっかりと自分の気持ちも入れていてとてもすごいと思いました。Project“M”の意見を聞いて、自分の過去の話とかもありとても聞きやすいと思いました。留学の話も聞けて面白かったし留学をしたことが他の人にはない強みになるということを聞いてすごいと思いました。

ワールドカフェの時は自分の意見を真剣に聞いて頂き、とても話しやすかったです。Z00caféの後継者がいないという話をしたら解決策をたくさん考えて頂き、「学校の先生に協力してもらい後継者を探す」「役場に協力してもらい後継者を探す」などたくさんの意見を頂き、ありがたかったです。質問されて上手く答えられない時は細かく説明してくれて分かりやすかったです。グループを30分ごとに変えたことにより様々な人とお話ができたのでよかったです。今回の意見を今後に役立てていけるように頑張りたいです。

岩手県山田町出身 佐々木麗緒（盛岡大学 1 年）

今回の意見交換会では、踏み出した一歩を聞くことができ自分ももっと頑張ろうと思いました。いろんな人たちの前で話すのは何回もしているけど緊張しました。いつもうまく喋れないので、もっとしっかりとしたことを堂々と喋れるようにしたいです。福島の高校生たちの話を聞いて、福島との違いなどを感じました。高校生なのに堂々と話していてすごいなと思いました。南三陸の人たちの話は自分のやりたいことをやっていて、やっぱりすごいなと思いました。自分もいま出来ること、やりたいことをしていきたいと思いました。また、これからの将来についてもしっかりと考えていきたいと思いました。ワールドカフェでは、最初は緊張しましたが、いろいろな人たちと楽しく話をすることができました。自分と同じ考えの人や自分と違う考えを持っている人と話すことでたくさんの意見を聞くことができました。これからのカフェについてももっと考えていきたいと思いました。

これからもこのような活動に参加したり、レインボーハウスでみんなでいろいろな活動が出来たらいいなと思いました。いつもたくさんの方々が話を聞いてくださったり、応援してくださっていてありがたいと思いました。

岩手県山田町出身 高村侑奈（青森中央短期大学 1 年）

自分たち以外の発表を聞いて、思うことがあったり、高校生がとってもしっかりしていてすごいなと思いました。高校生や阿部成子さん、三瓶諒くん、小野寺翔さんの発表も聞いてみて自分たち以外にもいろいろな活動をしていて、それぞれ震災を経験して今の自分にできることを実践していて、行動に起こしているのがすごいと感じました。

ワールドカフェではメンバーが変わり、色々な人の意見を聞くことができとても勉強になりました。メンバーが変わって、緊張して話し合いに参加できるか不安だったけれど、自己紹介の際にテーマを交えて自己紹介をするというのがあったので、その後の話し合いがとてもスムーズにいくことができたので良かったです。ZOOCafè のことについての意見を頂いたり、その他今後やってみたいことなど共有することができたのでとても良かったです。ZOOCafè の後継者についてもたくさんアドバイスをいただいたり、活動についてのアドバイスをいただいたりとても良い意見交換会だったなと思いました。

岩手県山田町出身 湊日和（岩手県立宮古高等看護学院 1 年）

今回の意見交換会に参加して、たくさん勉強になりました。同じ年代の方の発表で、前回の時よりも新しい話が聞けて良かったです。高校 1 年生の発表では、自分が高校 1 年生のときと比べものにならないくらいしっかりしていて、刺激になりました。レスパイトの活動について分かりやすく発表していて、レスパイトの活動に興味を持ちました。機会があればレスパイトの活動に参加してみたいです。留学した大学生の話やきっかけ、南三陸町出身の大学生の昔話なども聞けて勉強になりました。Project “M” という活動では

東洋大学の学生も呼んで一緒に活動に参加したいと話していて、自分たちも次に向けて何か考えていかなければならないと感じました。さらに、自分たちの活動も発表することができました。

各グループに分かれての意見交換では、全体のテーマをもとに話し合いました。自分たちの活動のことを話すだけでなく、他の地域のことも知り、課題について一緒に考えることができました。とても話しやすい環境だったので、ZOOcafé のことだけでなく自分の将来の話もすることができました。久しぶりに関わった人もいたので楽しかったです。ありがとうございました。

福島県双葉郡出身 三瓶諒（青森公立大学1年）

今回は昔お世話になった方からお誘いをいただき、急遽ではありましたが、意見交換会に参加させていただきました。参加しようと思った理由は、以前よりも知識が増え、より正確に自分の言いたいことが伝えられるということと、他の人の考えを聞き自分の考えをより深める良い機会になると思ったからです。私は、高校時代から、地域の人に積極的に働きかけて行動する友人を見て、「自分も何かしなきゃ」と感じていたものの、「何をすればいいのかわからない」という状態に陥って苦悩していました。しかし、今回の意見交換会に参加し、話をしたり聞いたりしたことで、自分の中で何がしたいのか少し整理ができたような気がしています。今後は、地元である福島県双葉郡の復興の現状を伝えられるようなツアーを企画したいと考えています。近い未来、日本中の地方で起こる人口減少という問題に、一足先に直面した東北の被災3県でそのような活動を行って、どのように復興してきたのか伝えることには大きな意義があります。また、今回のような「話せる場」を地元でも作り、「何かしたいけど何をすれば良いのかわからない」と悩んでいる中高生の後押しができれば良いのではないかと考えております。



Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.2~2020.4)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、本稿では「新型コロナ」と表記）関連の国際動向については別稿（p.31 Topics）もあわせてご覧ください。

【2020 年 2 月】

■フィリピン議会（下院）、女性と子どもをネット上の暴力から保護するための法案を可決

フィリピン議会（下院）は、2月4日、「女性およびその子どもに対する暴力禁止法」（2004 年）の適用範囲を拡大し、新たに「電子的暴力または ICT（情報通信技術）関連暴力」という概念を導入する法案を可決した。▼女性や子どものプライベートパーツ、性的行為、女性・子どもの評判を貶めることにつながる場面などを描いた写真、動画、音声等を許可なく記録・シェア・アップロードする行為を禁止するほか、▼テキストメッセージその他の形態のサイバーコミュニケーションを用いた女性・子どもへのいやがらせ、威嚇、強要、脅迫または中傷、▼ネットストーキング（SNS アカウントのハッキング、位置情報の利用などを含む）、▼女性・子どもに関する虚偽情報の拡散や SNS 上での「なりすまし」などを犯罪にしようとするもの。まだ上院での審議が残っているが、可決される可能性は高いと思われる。（2月11日投稿）

■国連・子どもの権利委、紛争時の性暴力に関する協力体制を強化

国連・子どもの権利委員会と「紛争時の性暴力に関する国連事務総長特別代表」事務局は、2月4日、紛争関連の性暴力の影響を受けている／受けるおそれがある子ども（レイプの結果として生まれた子どもを含む）の権利を促進・保護するための「協力枠組み」に

調印。情報共有をはじめとする協力関係を強化していくことに合意した。国際 NGO のセーブ・ザ・チルドレンも 2月13日に子どもと紛争に関する報告書を発表し、ジェンダーによって子どもの被害が異なっていることを指摘している。（2月16日投稿）

■国連・子どもの権利委、関心のある国との非公式会合を開催

国連・子どもの権利委員会は、第 83 会期最終日の前日にあたる 2月6日に関心のある国との非公式会合を開催し、委員会の活動に関するブリーフィングと意見交換を行なった（日本を含む 11 か国が参加）。たとえば次のような情報が共有されている。

- ・委員会は現在、23 か国の子ども 571 人との協議も踏まえて、「デジタル環境における子どもの権利」についての一般的意見 25 号の起草作業を進めている。2020 年 6 月末までには素案（ゼロドラフト）が作成される見込み。

- ・2020 年 9 月に開催予定の一般的討議のテーマには「代替的養護下の子ども」が選ばれた。2019 年 12 月に公表された国連事務総長報告書、同 12 月 18 日に採択された国連総会決議などを踏まえた議論になると思われる。（注／新型コロナの感染拡大状況を踏まえ、次の一般的な討議は 2021 年に延期された）

- ・委員会に対する報告手続に子どもたち自身が参加する取り組みも広がっており、この 10 年間で子どもレポートの数も増加した。これまでに、子どもたちからのレポートが 63 本、子どもたちの意見が重要な一部となっている

NGO レポートが 95 本、それぞれ提出されている。委員会がジュネーブで直接子どもたちと会見する機会も増えており、2019 年には 51 人の子どもと会見した。(2 月 7 日投稿)

■国連・子どもの権利委、個人通報の審査で 4 件の条約違反を認定

国連・子どもの権利委員会は、個人通報制度に基づいて提出された通報 9 件を第 83 会期中に検討し、4 件について条約違反を認定した(スペインに関するもの 3 件/パラグアイに関するもの 1 件)。このほか、ドイツ、フィンランド、パナマに関するもの 3 件について受理不能と判断し、デンマークとジョージアを相手どった 2 件について審理の打ち切りを決定している。(2 月 8 日投稿)

スペインの対応について条約違反を認定した 3 件の通報はいずれも、保護者・養育者のいない未成年の庇護希望者等の年齢鑑別手続に関わるもの。パラグアイに関する決定は、父親との面会交流を維持する娘の権利が保障されていないとしてアルゼンチン国籍の父親が申立てを行なった事案で、委員会は、父親の面会交流を認めた裁判所の決定の執行を確保するための実効的措置が迅速にとられなかったことについて条約違反を認定した。そのうえで、「現時点での最善の利益評価を正当に考慮しながら」父親の関係を再構築するための適切な支援を提供することなどを促している。(3 月 14 日投稿)

ドイツに関する通報は、地元の首長選挙で投票を認められなかった青年(当時 16 歳)によって行なわれたものだが、委員会は、国内救済措置が尽くされていないとして受理不能と判断した。(3 月 24 日投稿)

■フランス、子どもに対する暴力解消のための国際的取り組みに参加

2019 年 7 月に子どもに対する体罰を全面禁止したフランスが、「子どもに対する暴力を終わらせるためのグローバルパートナーシップ」(GPeVAC) のパスファインディング国(開拓者として取り組みを先導する決意を表明した国)に加わった。これでパスファインディング国は 29 か国となる(日本を含む)。

フランス政府は 2019 年 11 月 20 日に『私は暴力を終わらせたい。あなたは?』と題する行動計画(2020~2022 年)を発表し、「あらゆる場所で、あらゆる時に、一人ひとりの子どもを保護する」ことを目的とする 22 の措置を掲げた。これらの措置は、(1) 意識啓発・研修・広報、(2) 虐待等の発見・通報の促進、(3) 日常生活における子どもの保護の向上、(4) 被害を受けた子どもに対する支援の向上、(5) 子どもに対する性犯罪の実行・再犯の防止、(6) 調査研究の発展の 6 分野に分類されている。なお、11 月には新たなドメスティックバイオレンス対策も発表されている。(2 月 9 日投稿)

■国連人権専門家、子どもに対するネット上の暴力・搾取への取り組みの強化を呼びかけ

インターネットをより安全な場所にすることを呼びかける「セーファー・インターネット・デー」(2 月 11 日)にあたり、子どもの売買・性的搾取に関する国連特別報告者、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表、プライバシーの権利に関する国連特別報告者が声明を発表。▽デジタル環境で子どもを保護するための包括的な法的枠組みと戦略を確立すること、▽子どもを対象とする教育・啓発を含む防止の取り組みを強化すること、▽IT 企業や金融機関が社会的責任を果たしていくことなどの必要性を訴えた。

とくに、ナジャート・マラー・ムジード国連事務総長特別代表は子どもたちがもっとも重要な主体に含まれることを強調し、もっとも脆弱な状況に置かれている子どもたちにとくに注意を払いながら、子どもたちが「変革の牽引役」として行動できるように参加とエンパワメントを進めていかなければならないと指摘している。(2 月 12 日投稿)

■英国政府、ソーシャルメディアに有害コンテンツ対策を義務づける方針を発表

英国政府は、ソーシャルメディア企業に対して有害コンテンツ防止のための「配慮義務」を課す方針を打ち出した(2 月 12 日報道)。対応の監督は情報通信庁(Ofcom)が担当する。企業にこのような義務を課す必要性はかねて

から指摘されており、イングランドの子どもコミッショナーも、2019年2月に「オンライン・サービス・プロバイダが子どもに対して負うべき配慮義務」と題する意見書を発表し、「オンライン・サービスが子どもに対して引き起こす可能性がある合理的に予見可能なすべての害から子どもを保護するために、合理的なかつ比例性があるすべての配慮を行なう義務」を課すよう提案していた。（2月13日投稿）

■パキスタンの高等裁判所、子どもに対する体罰の一時禁止を命令

パキスタンのイスラマバード高等裁判所は、2月13日、子ども（12歳未満）に対する体罰を認めたパキスタン刑法第89条の効力をイスラマバード首都圏（連邦直轄地域）において一時停止する旨の命令を言い渡した。シンガーで人権活動家のシェザード・ロイ（Shehzad Roy）さんによる申し立てを受けたもの。

パキスタン刑法第89条では、保護者または子どもに法的責任を負うその他の者（教員を含む）が12歳未満の子どもまたは精神障害者等に対して行なう体罰は、それが「（本人の）利益のために誠実に」行なわれた場合には犯罪にならないと定められているが、イスラマバード高裁は今回、「パキスタン刑法（1860年）第89条の規定にかかわらず、体罰は、憲法上保障された尊厳の不可侵に対する権利と一致しない」と指摘し、追って通知するまで同規定の効力を停止すると決定した。そのうえで、パキスタン人権相に対し、「体罰の禁止との関連における国連・子どもの権利条約上のパキスタンの義務の遵守状況」について3月5日までに報告することを命じている。（2月14日投稿）

■ユニセフ／WHO、気候変動と食生活が子どもたちの健康に及ぼす影響について警告

ユニセフ（国連児童基金）、WHO（世界保健機関）および医学雑誌『ランセット』（The Lancet）の専門家チームが『世界の子どもの未来？』と題する報告書を発表。子ども・青少年の健康と未来の観点から、気候変動を含む環境悪化や、健康的でない食生活および

それを助長するマーケティングの問題に警鐘を鳴らした（2月19日）。

報告書では、SDGs（持続可能な開発目標）も踏まえた、子どもの豊かな成長発達に着目したランキングも掲載されている。ノルウェー、韓国、オランダが上位3か国を占め、日本は7位だった。専門家チームは、研究成果を踏まえ、子どもたちの声を政策決定に取り入れること、有害な商業マーケティングの国内規制を強化することなどの取り組みを呼びかけている。（2月19日投稿）

■米国でゲイの教員の退職強要をめぐり高校生が授業ボイコットで抗議

米・ワシントン州のカトリック系私立高校で、ゲイである教員2人が退職した（させられた）ことをめぐって生徒たちが抗議の声をあげ、授業をボイコットして座りこみや校外集会を敢行した。学校側は、2人の教員はそれぞれのパートナーと婚約したあとに「自発的に退職した」と説明したが、生徒たちは退職を強要されたと捉え、「愛に決まった形はない」（Love is Love）などのプラカードやレインボーフラッグなどを掲げて抗議。数百人の親、卒業生、その他のカトリック信徒も合流し、2人の教員の再雇用、カトリック教会の姿勢の変革などを求める声をあげた。（2月20日投稿）

■台湾、学校再開に向けて新型コロナ対応基準を策定

台湾政府は、2月20日、新型コロナ対応のために延期されていた新学期の始業に向けて、1クラスで1人の感染が確認されたら学級閉鎖、1校に2人以上の感染が14日以内に確認されたら休校とするなどの基準を発表。本来は旧正月明けの2月11日から新学期が始まる予定だったが、学校の防疫体制を整えるために始業を遅らせていた。▽台湾では学習指導と学童保育のサービスを同時に行なう「安親班」（アンチンバン）が広く普及しており、待機期間中も多くの子どもはそこで受け入れられたこと、▽伝染病予防法に基づき、子どもがいる親のうち1人が2週間にわたり休暇をとれる制度が導入されたことなどもあり、大

きな混乱は起きなかったという（毎日新聞〈麗しの島から 新型コロナ 用意周到だった台湾の学校再開〉3月17日配信記事）。（3月18日投稿）

■ヘルシンキとオスロが子どもの交通事故死ゼロを達成

2月19日から20日にかけてストックホルム（スウェーデン）で第3回「路上の安全に関する国際閣僚級会合」が開催され、交通事故による子ども・若者の被害に優先的に取り組んでいくべきことなどを盛りこんだ「ストックホルム宣言」が採択された。

これに関連して話題になったのは、ヘルシンキ（フィンランド）とオスロ（ノルウェー）で、2019年、交通事故を理由とする子どもの死亡が1件も発生しなかったことである。道路環境の向上、速度制限、安全確保技術、自動車進入禁止地域の設定などの複合的な取り組みが功を奏した。とくにオスロでは、2016年以来、無料のアプリを活用して子どもたち自身に通学路の危険箇所を報告してもらい、GPSで場所を特定して改善を図るという取り組みを行なっていて注目される。（2月23日投稿）

■国連人権高等弁務官、新型コロナをめぐる偏見・差別と闘う必要性を強調

ミチエル・バチレ国連人権高等弁務官は、2月27日に開催された国連人権理事会の会合で、新型コロナの流行にともなって中国や東アジアの人々への偏見が広がっていることに注意を喚起し、このような差別と闘うために最大限の努力を行なうよう各国に要請。さらに、▽公衆衛生上の措置はいかなる種類の差別もなく実施されなければならないこと、▽隔離は移動の自由を制限するものであり、リスクに比例した、期限付きの安全なものではないこと、▽隔離された人々の権利が保護されなければならないことなどを強調した。（3月7日投稿）

■日本、世界で59番目の体罰全面禁止国に認定される

日本では、児童虐待防止法等の改正（2019年6月）で保護者等による子どもの体罰が禁

じられたものの、この問題に関する情報を国際的に集約しているNGO（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）は、あらゆる体罰が禁止されたかどうか明確ではないとして、日本を体罰全面禁止国と認められるかどうかについて判断を保留してきた。しかし、厚生労働省によるガイドライン「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」がとりまとめられたこと（2月18日）を受けて、2月28日、日本を世界で59番目の体罰全面禁止国に認定。アジア太平洋地域ではニュージーランド、モンゴル、ネパールに続いて4番目、東アジアではモンゴルに続いて2番目の禁止国となった。（2月28日投稿）

【2020年3月】

■国連・子どもの権利委、サモアで特別会期を開催

国連・子どもの権利委員会は、3月2～6日の1週間、サモアの首都アピアで特別会期（第84会期）を開催した。委員会の会期がジュネーブ以外の場所で開催されたのは初めて。

委員会は、1週間の間にクック諸島、ミクロネシア、ツバルの報告書を審査したほか、キリバスの報告書の予備審査も行なった。また、首都があるウポル島の中学校9校から14～18歳の子どもたち100人が選抜され、委員会と会見を行なっている。会期終了後、ペデルネラーレイナ委員長は、

「私たちは長年にわたって、ジュネーブ以外の場所で会期を持つことについて話し、夢見てきました。今週、その夢が現実となったのです。これは歴史的瞬間です」「私たちは太平洋地域の特有の状況と豊かな文化について学ぶとともに、障害のある子どもを含む、情熱的な人権擁護者としての子どもの皆さんと、ジュネーブの会議室からではけっしてできなかったであろうやり方で交流することができました」

などと述べて喜びを表明した。なお、日本から選出されている大谷美紀子委員は、新型コロナの感染防止を理由とする入国制限のため、今回の会期には参加できなかった。（2月28日・3月4日・8日投稿）

■国際 NGO のプラン、アジアの女の子たちの状況に関する報告書を発表

国際 NGO のプラン・インターナショナルは、東南アジア・南アジアの女の子の状況を調査してランク付けした「アジア・ガールズ・リーダーシップ指数」を発表した（3月2日）。ASEAN（東南アジア諸国連合）と SAARC（南アジア地域協力連合）の加盟国 19 か国を対象として、思春期女子および若い女性のエンパワーメントとリーダーシップがどのように促進・制約されているかという観点から各国の状況を評価したものの。上位 5 か国はシンガポール、フィリピン、ベトナム、タイ、スリランカという結果になった。報告書では、SDGs（持続可能な開発目標）とも関連づけた「思春期女子の発達保障枠組み」（adolescent girls' development framework）の策定と、それを踏まえた思春期女子への投資の必要性を強調している。（3月8日投稿）

■ユネスコ、新型コロナのために世界で 3 億人近い子どもが学校に通えなくなると発表

ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、3月4日、新型コロナ感染防止のために世界 13 か国（香港・マカオを含む）が全国規模で休校措置をとっており、2,900 万人の子どもが学校に通えなくなっていると発表。これによってさまざまな悪影響が生じる可能性があるとして、緊急の教育相会議を開いて遠隔学習の実施の支援などに乗り出す方針を打ち出した。（3月6日投稿）

■国連人権高等弁務官、新型コロナ対策における人権の重要性をあらためて強調

ミシェル・バチェレ国連人権高等弁務官は、「COVID-19 は社会にとっての試金石であり、私たちは全員、このウイルスへの対応を進めていくなかで学習と適応の途上にあります。人間の尊厳と人権は、後からの付け足しではなく、この努力の最前線および中心に位置づけられなければなりません」

などと述べ、新型コロナ対策における人権の重要性を再確認した（3月6日）。また、すでに経済的に厳しい状況に置かれている人々は

新型コロナ対策によって決定的な打撃をこうむる可能性があるとして、これらの対策がもたらす意図しない影響に対してさまざまな方法で対応する態勢を整えておかねばならないとも指摘。さらに、正確な情報をわかりやすい形で提供すること、政府が開かれた透明な姿勢を保つことの必要性も強調している。（3月7日投稿）

■米国でヘアスタイルを理由とする差別の禁止が広がる

米国で、ヘアスタイルを理由とする差別を学校や職場で禁止する州レベルの立法が広がりつつある。とくに、アフロやドレッドなどアフリカ系アメリカ人がすることの多い髪型が禁止されることが多いため、このような差別的状況を是正しようとするもの。カリフォルニア州（2019年7月）を皮切りに、ニューヨーク州（同）、ニュージャージー州（同12月）、バージニア州（2020年3月4日）、コロラド州（同6日）などでこのような法律が制定した。他に 25 州が制定を検討しているという。（3月10日投稿）

■ユニセフ・WHO などが学校における新型コロナ対策に関するガイダンスを発表

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）・ユニセフ・WHO は、3月10日、学校における新型コロナウイルス対策についての新たなガイダンスを発表。(a) 学校管理者・教職員、(b) 親／養育者およびコミュニティの構成員、(c) 生徒・子どもの 3 者を主な対象として、それぞれ「鍵となるメッセージおよびとるべき対応」と「チェックリスト」を掲げた（生徒・子どもについてはチェックリストのみ）。年齢に応じた健康教育のやり方も提案している。（3月11日投稿）

■米国務省、2019 年版人権報告書を発表

米・国務省が毎年刊行している人権報告書の 2019 年版が発表された（3月11日）。日本については、カルロス・ゴーン日産自動車元会長の長期勾留など刑事司法制度に関わる問題のほか、▽あいちトリエンナーレ 2019 の企画展「表現の不自由展・その後」中止問題、

▽ヘイトスピーチの増加傾向、▽職場でのセクハラ継続、▽特定秘密保護法の悪用に関する懸念、▽女性へのパンプス強制に反対する署名運動などが取り上げられている。子どもの権利との関連では、とくに▽児童虐待（教員による子どもの性的虐待を含む）と▽子どもの性的搾取について焦点が当てられて、昨年版よりも記述が若干詳しくなった。（3月12日投稿）

■欧州評議会、子どもの権利強化に関する宣言を採択

欧州評議会閣僚委員会は、子どもの権利を十分に保障していくことがヨーロッパの将来にとっての鍵になるとして、加盟国に対して取り組みの強化を求める宣言を採択した（3月11日）。そこでは、▽非暴力的でポジティブな子育てなどを通じて体罰の全面的禁止を達成すること、▽少年司法手続、親の別居・離婚や子どものケアに関する手続、出入国管理手続等において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されるようにすること、▽子どもが他者（他の子どもを含む）に対して行なう暴力および有害な行動に対処すること、▽安全かつ健康的な環境を保障することなど、さまざまな対応が求められている。「自己に影響を与えるすべての事柄に全面的に参加する子どもの権利を促進・尊重すること」の必要性も強調された。（3月14日投稿）

■WHO、新型コロナ危機下におけるメンタルヘルスについての指針を発表

WHOが、新型コロナが広がるなかで精神的安定を保つための助言をまとめた指針「COVID-19アウトブレイク時における精神衛生上・心理社会上の考慮事項」を発表（3月12日付）。子どもをケアしている人々向けの助言では、▽子どもが怖い、悲しいといった気持ちポジティブに表出できるよう援助すること、▽日常生活における家庭のルーティーンをできるだけ維持し、または新たなルーティーンをつくりだすこと、▽このような時期には子どもの愛着要求その他の要求が高まるのはよくあることであり、正直かつ適切なやり方で子どもとCOVID-19について話し合う

ことなどを勧めている。（3月16日投稿）

■韓国の若者たちが政府の気候変動対策をめぐって憲法訴訟を提起

韓国で、高校3年生のキム・ユジンさん（18歳）など「青少年気候行動」のメンバー19人が、政府の気候変動対策が不十分であるために自分たちの基本的権利が侵害されているとして、憲法裁判所に憲法訴訟を請求した（3月13日）。韓国政府は2019年12月に「低炭素グリーン成長基本法」（2010年制定）を改正し、2030年までに年間温室効果ガス排出量を2017年の排出量から24.4%削減することなどを定めたものの、原告団は、このような目標設定では気温上昇を抑えるには不十分であり、自分たちの生存権や清潔な環境に対する権利などの基本権が侵害されるなどと訴えている。（3月20日投稿）

■デンマーク首相、新型コロナ対策について子ども向けの記者会見を実施

デンマークのメッテ・フレデリクセン首相は、3月13日、公共放送局の子ども向けニュース番組で新型コロナに関する「子どものための記者会見」を行ない、感染防止のための自宅待機措置などに関して子どもたちから送られてきた質問に答えた。その後、他のいくつかの国の首相や大臣もこのような取り組みを行なっていくことになる。なおフレデリクセン首相は5月24日にも、若者たちへの感謝のメッセージ動画をフェイスブックで発表している。（3月15日投稿など）

■ノルウェー首相も新型コロナに関する子ども向け記者会見を実施

3月16日、ノルウェーのアーナ・ソールバールグ首相も2人の閣僚（子ども家族相・教育相）とともに子ども向けの記者会見を実施。公共放送局の子ども向け番組や子ども向け新聞などを通じて事前に集められた、子どもたちからの多くの質問に回答した。（3月17日投稿）

■ヒューマン・ライツ・ウォッチ、新型コロナと人権に関する報告書を発表

国際人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッ

チは、3月19日、新型コロナ対策を人権の側面から詳しく検討した報告書を発表した。▽教育に対する権利の充足、▽女性・女兒に対する不均衡な影響への対処なども含むさまざまな分野の問題点を検証したうえで、国際人権基準に照らして各国がとるべき対応を勧告したもの。4月14日には、新型コロナ対策を人権の視点から検証するためのチェックリスト（40項目）も発表した。（3月19日・4月16日投稿）

■ニュージーランド首相、新型コロナに関する子ども向け記者会見を実施

ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相も、3月18日、新型コロナに関する子ども向け記者会見を実施。感染症やナノテクノロジーを専門とする2人の科学者とともに、子どもたちの質問に答えた。アーダーン首相は4月7日にも子どもたち向けのメッセージ動画を発表し、イースター（今年は4月12日）を前に子どもたちを励ましている。（3月20日・4月10日投稿）

■ユニセフなどが新型コロナ危機下における子どもの保護に関する指針を発表

ユニセフとプラン・インターナショナルが共同主務機関を務める国際機関・NGO等の連合体「人道行動における子どもの保護のための連合」は、3月20日、新型コロナ危機下における子どもの保護についての指針を発表。子どもの保護に関連するリスクとして、とくに▽身体的・情緒的マルトリートメント、▽ジェンダーに基づく暴力、▽精神衛生・心理社会的苦痛、▽児童労働、▽保護者のいない子どもおよび保護者・養育者と離れ離れになった子ども、▽社会的排除などを挙げて、各分野でとるべき対応や配慮事項を掲げた。同連合はその後も各種指針を発表している。（3月22日投稿）

■UNAIDS、新型コロナと人権に関する指針を発表

UNAIDS（国連AIDS合同計画）は、3月20日、『COVID-19の時代における権利：HIVから得られたコミュニティ主導の実効的対応のため

の教訓』と題する指針を発表。「自他の健康を守ろうとする際に人々が直面している障壁に焦点を当てたエンパワメント・アプローチ」の必要性を強調するとともに、新型コロナ対策において考慮されるべき6つの基本原則と、人権の視点に立てとるべき7つの対応を挙げた。（3月24日投稿）

■カナダ首相、記者会見で子どもたち向けのメッセージを発表

カナダのジャスティン・トルドー首相は、定例記者会見のなかで子どもたちに向けたメッセージを発表し、休校をはじめとする感染予防対策への理解を求めるとともに、子どもたちの協力に「特別な感謝の気持ち」を表明した（3月22日）。その後、4月5日には公共放送の子ども向けニュース番組に公衆衛生局長とともに出演し、子どもたちの質問に答えるなどの対応もとっている。（3月23日・4月6日投稿）

■国連人権条約機関の委員長、新型コロナと人権に関する共同声明を発表

主要な国連人権条約に基づいて設置されている10の条約機関（委員会）の委員長は、新型コロナとの闘いにおいて人権アプローチをとることを一致して呼びかけた（3月24日）。そこでは、▽保健ケアを必要とする人々が差別なく保健ケアにアクセスできるようにすること、▽新型コロナの影響をとりわけ受けやすい人々に対して特別な配慮を行うこと、▽一斉休校措置をとっている国では、教育保障のために遠隔教育を含むあらゆる手段を活用し、また障害児も同一の教育機会に平等にアクセスできるようにすることなどが促されている。（3月25日投稿）

■アイルランドの子どもオンブズマン、新型コロナをめぐる若者への偏見を批判

アイルランドで子どもオンブズマンを務めるナイアル・ムルドゥーンさんは、3月26日付で子ども・若者向けの新型コロナ情報ページを開設するにあたり、子どもと若者が、新型コロナ対策として新たに導入されたガイドラインを守っていないなどとして過剰に非難

される傾向があることに異を唱え、ニューノーマルに順応しようと奮闘している子ども・若者の強さとレジリエンス（しなやかな対応力）は称賛されるべきだと指摘した。同国の NGO「子どもの権利連合」も、その翌日のプレスリリースで、新型コロナをめぐる言説において若者に対する否定的見方が生じていることに懸念を示し、「より子ども中心のコミュニケーション」の必要性を訴えている。（3月28日・29日投稿）

■セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、新型コロナに関する子どもアンケートの結果を発表

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、3月中旬に実施した緊急子どもアンケートの結果（速報版）を3月27日に発表。課題として、とくに子どもへの情報提供や説明が不十分であることなどが指摘された（なお、アンケート結果の全体版報告書は5月3日に発表されている）。（3月27日投稿）

■ユニセフ・ILO、新型コロナに関連する「家族にやさしい政策」についての勧告を発表

ユニセフとILO（国際労働機関）は、UN Women（国連女性機関）の協力を得て、新型コロナに関連する「家族にやさしい政策」と望ましい職場実践のあり方についての暫定的勧告をとりまとめ、発表した（3月30日）。家族がいる労働者に対する柔軟な働き方の保障（または保育面での支援）、労働安全衛生措置の強化など、雇用主がとるべき対応についての指針を掲げている。（3月30日投稿）

■欧州人権裁判所、保護者のいない若者を引き続き保護するようフランスに命令

欧州人権裁判所は、フランスに対し、保護者のいない庇護申請者の少年（ギニア出身）をシェルターで保護するよう命ずる暫定措置（仮処分命令）を言い渡した（3月30日）。少年はフランス中部の県にある宿泊施設に措置されていたが、県当局から保護が必要な子どもとして認められず、ロックダウン導入（3月17日）の直前に施設から退去させられてい

た。欧州人権裁判所は、「住民に課されているロックダウンが終了するまで住居および食料へのアクセス」を少年に保障するよう、フランス政府に命令。国際 NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチは、このような若者は子どもでないことが確定するまで子どもとして扱われるべきである（未成年であることの推定）と強調している。（4月3日投稿）

■国連事務総長、新型コロナの社会経済的影響に対応する必要性を強調

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、3月31日、『共有された責任、国際的連帯』と題する報告書を発表。誰ひとり取り残されないようにするため、国際的・国内的連帯を図りながら新型コロナの社会経済的影響に対処していかなければならないと訴えた。報告書には、▽女性・女児、▽人権とインクルージョン、▽若者、▽子ども・若者のための良質な教育の維持に関してとるべき具体的な措置を掲げたコラムも掲載されている。（4月1日投稿）

■OECD、新型コロナへの教育面での対応に関する枠組み指針を発表

OECD（経済開発協力機構）が、3月末、「2020年 COVID-19 パンデミックへの教育面での対応の指針とされるべき枠組み」を発表。25項目のチェックリストでは、児童生徒を含む多様な人々が参加するタスクフォースまたは運営委員会の設置が筆頭に挙げられており、コミュニケーションの必要性も随所で強調されている。チェックリストについては深見俊崇・島根大学教育学部教授による日本語訳が公表されているほか、福井大学大学院連合教職開発研究科のスタッフによる全訳も発表されている。（4月15日投稿）

【2020年4月】

■国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、新型コロナと人権に関するガイダンスを発表

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が新型コロナに関する特設ページを設け、新型コロナ対策において人権の観点から考慮すべき

原則を13分野について掲げた（正確な掲載日不詳）。なお、ガイダンスはその後更新が続く、現在では「子ども」「若者」を含む23分野になっている。「女性」「障害のある人々」「自由を奪われている子ども」など特定の集団に関するより詳しい分野別ガイダンスも随時追加されてきた。（4月3日投稿）

■米国の州知事が子ども向けの記者会見を実施

ロードアイランド州（米国）のジーナ・ライモンド知事は、4月2日、夫とともにライブ配信を行ない、あらかじめ子どもたちから寄せられていた約1万3千件の質問から約20件を選んで回答した。「イースター・パニーは隔離されるんですか？」という幼稚園児の質問に対し、「イースター・パニーは欠くことのできない仕事をしてきているので、隔離はされません」などと答える微笑ましい場面もあった。今回取り上げることのできなかった質問については、州知事事務所のほうで対応を進めているという。このほか、ケンタッキー州のアンディ・ベシア知事も、3月17日の定例記者会見で子どもたち向けのメッセージを発表している。（4月4日投稿）

■マニラ市（フィリピン）などが新型コロナを理由とする差別・いやがらせの処罰条例を制定の州知事が子ども向けの記者会見を実施

フィリピンのマニラ市は、新型コロナ感染者や保健従事者等への差別・いやがらせを処罰の対象とする条例を制定（4月2日）。直接的な差別やいやがらせに加え、公務員が保護対象者の帰宅のための援助を拒否すること、感染者や感染の疑いがある者についての情報を公表・拡散することなども禁じた。マニラ市周辺の自治体も同様の条例を制定している。（4月19日投稿）

■ユニセフ、困難な状況に置かれた子どもを新型コロナから保護するための行動アジェンダを発表

ユニセフは、4月3日、もっとも脆弱な状況に置かれている子どもたちを新型コロナから守るための「行動アジェンダ」を発表。とくに(a)

子どもの健康維持、(b)水・衛生、(c)継続した学びの支援、(d)子どものいる家庭の支援、(e)暴力・搾取・虐待からの保護、(f)難民・移民・紛争下の子どもの保護の6つを重点課題に位置づけ、世界に対して緊急の行動を呼びかけた。（4月9日投稿）

■国連事務総長、DV被害の世界的な増加を憂慮

グテーレス国連事務総長は、4月5日、新型コロナウイルスの影響で世界的にドメスティックバイオレンスの被害が急増していることに強い憂慮の意を示し、各国政府に対策を促した。とくに、▽オンライン・サービスや市民団体への投資を増やすこと、▽被害者保護のためのシェルターを必須サービスに位置づけること、▽女性が高齢者に警戒されることなく支援を求めるための安全な方法をつくりだすことなどを求めている。UN Womenもこの問題に関する報告書を翌6日に発表し、女性・女児に対する暴力という「隠れたパンデミック」への対応を各国に求めた。（4月8日投稿）

■国連・社会権規約委員会、新型コロナと社会権に関する声明を発表

社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）の監視機関である社会権規約委員会が、4月6日付で新型コロナと社会権に関する声明を発表。社会権規約の締約国が負う国際法上の義務を新型コロナとの関連でどのように履行していくべきか、さまざまな論点について委員会の見解を明らかにした。（4月21日投稿）

■国連人権専門家、家庭や施設における暴力から子どもを保護するよう要請

子どもの売買・性的搾取に関する国連特別報告者と子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表は、4月7日に声明を発表し、外出制限により家庭や施設で待機することを余儀なくされている子どもたちを暴力から保護するための緊急の対応を各国に促した。必要な措置としては、たとえば▽24時間体制の無料ホットライン、▽ショートメール等による無償の相談サービス、▽遠隔通信手段によ

る心理的・社会的サービス、▽未成年者のための移動式シェルターなどが挙げられている。また、外出制限によりインターネット利用者が増加するのにもなって、子どもを対象とするサイバー犯罪が増加する可能性があることにも警鐘を鳴らし、対策の強化を訴えた。（4月8日投稿）

■ユニセフの研究所、女性・子どもに対する暴力への各国の対策を調査

ユニセフ・イノチェンティ研究所は、新型コロナウイルス危機下において女性・子どもに対する暴力に対応するために各国政府がどのような措置をとっているか概観した報告書を発表した（4月8日）。▽ヘルプラインおよび情報共有の拡大、▽被害者のためのシェルターその他の安全な滞在場所への資金拠出、▽暴力に関連するリスク要因の制限（アルコール・銃器等の販売制限など5つの分野の対策を紹介するとともに、「女性と子どものための保護サービスは『必須』サービスとみなされなければならない」と指摘している。（4月18日投稿）

■UNAIDS、新型コロナウイルスの影響を受けているセックスワーカーの権利と健康の保護

UNAIDSは、セックスワーカー団体の国際的ネットワークであるGlobal Network of Sex Work Projects (NSWP)とともに声明を発表し、新型コロナウイルスの蔓延により困難に直面しているセックスワーカーの権利と健康と守るための即時的措置をとるよう、各国政府に求めた（4月8日）。セックスワーカーが国の社会的保護制度（所得支援制度を含む）にアクセスできるようにすることをはじめ、9項目の措置が具体的に要請されている。（4月9日投稿）

■国連・子どもの権利委、新型コロナと子どもの権利に関する声明を発表

国連・子どもの権利委員会は、4月8日、新型コロナと子どもの権利に関する声明を発表した。10の人権条約機関（委員会）の委員長が3月24日に共同で発表した声明に付け加える形で、子どもの権利保障に特化した11の

具体的措置を各国に求めるもの。詳しくは別稿（P.33）参照。（4月10日投稿）

■デンマーク、国連・子どもの権利委の要請を受け入れてシリア出身の母親の庇護を決定

デンマーク政府は、個人通報制度に基づく申し立てが国連・子どもの権利委員会に行なわれ、委員会から暫定措置の要請を受けたことをきっかけとして、シリア出身の6児の母に庇護を認めることを決定。委員会もこの決定を歓迎する声明を発表した（4月8日）。申し立てをおこなったのは、庇護申請を却下されて送還されることになっていた母親の子ども6人（申し立て当時3～16歳）。この決定によって問題が解決したため、申し立ての審理は打ち切られた。（4月17日投稿）

■ヒューマン・ライツ・ウォッチ、新型コロナと子どもの権利に関する報告書を発表

国際NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチは、4月9日、世界の子どもたちが新型コロナによって大打撃を受けていることを明らかにする報告書を発表。子どもの権利の視点に立った新型コロナ対策を進めることによってこれまでの子ども・家族施策が見直され、危機が去った後にこれまでよりも子どもの権利が尊重されるようになる可能性があることを強調しながら、各国に対応を促した。（4月16日投稿）

■国連事務総長、新型コロナと子どもに関する報告書を発表

グテーレス国連事務総長は、新型コロナが世界の子どもたちに及ぼしている影響についての報告書（ポリシーブリーフ）を発表し、影響緩和のために可能なあらゆる手を尽くすよう各国指導者に呼びかけた（4月16日）。とくに▽教育、▽食料、▽安全（家庭における暴力やネット上の危険）、▽健康の4分野で重大な影響が生じているとして、子ども中心のサービスの継続、親・養育者に対する実際的支援の提供などを求めている。（4月17日投稿）

■ヨーロッパの NGO 連合、新型コロナと子ども・家族に関する共同声明を発表

欧州レベルで活動する子ども関係の NGO の連合体「欧州子どもへの投資連盟」は、4月16日、新型コロナ危機下における子どもと家族の保護に関する共同声明を発表。EU（欧州連合）加盟国と欧州委員会に対し、脆弱な状況に置かれている子どもと家族に対して緊急の支援を提供するために資金を振り向けることなどを求めた。（4月25日投稿）

■英国の研究者、子どもたちが道路を利用しやすくすることを提唱

英国の2つの大学の研究者が、新型コロナ危機下で子どもたちのストレスを軽減するため、自宅近くの道路で安全に遊べる機会を拡大することを提唱（4月16日）。子どもたちが物理的距離のルールを守りながら安全に遊べるよう、住宅地の道路に関して速度制限の導入、歩道の拡大、車の一時的通行禁止（歩行者天国）などの措置をとることを提案した。運輸相も前向きに検討する姿勢を示しているという。（4月23日投稿）

■文科省、新型コロナ感染者等に対する偏見や差別の防止を教育現場に要請

文部科学省は、4月15日に新型コロナ関連の新たな通知を発出し、「医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置」をとらないよう促した。感染拡大地域を仕事で訪れたトラック運転手の子どもが、健康状態に問題がないにもかかわらず自宅待機を求められたことなどを受けたもの。（4月18日投稿）

■英国の教育相が生徒たちに謝罪と感謝を表明

英国のギャビン・ウィリアムソン教育相は、4月19日、学校再開への見通しが立たないことについて全国の生徒たちに謝罪と感謝の意を表明した。教育の混乱について申しわけなく思っていると述べたうえで、「みなさんもこ

の〔新型コロナ感染防止のための〕闘いの重要な一員であることを知ってもらいたいと思いますし、みなさんの行動すべてについて、どんなに感謝しても足りることはありません」などと謝意を表したもの。（4月20日投稿）

■国連の作業部会、新型コロナ対策で女性・女兒が無視されてはならないと強調

女性および女兒への差別に関する国連作業部会は、4月20日、「COVID-19への対応において女性と女兒が無視されてはならない」と題した声明を発表。新型コロナ対策において「ジェンダーに配慮した部門横断的アプローチ」をとるよう各国に求めた。あわせて、今回の危機が、女性を一貫して抑えてきた構造的な不平等と欠陥に対処し、制度と社会のあり方を考え直して変容させる機会であることも強調している。（4月21日投稿）

■フィンランド首相、新型コロナに関する子ども向け記者会見を実施

フィンランドのサンナ・マリネ首相は、教育相・科学文化相とともに新型コロナに関する子ども向けの記者会見を実施し、7～12歳の子どもたちから寄せられた質問に答えた（4月22日）。会見は、フィンランドの子ども向け雑誌、公共放送局、ヘルシンキ新聞子どもニュース部門が企画したもの。（4月28日投稿）

■極度の貧困に関する国連特別報告者、新型コロナ対策の問題点を指摘

極度の貧困と人権に関する国連特別報告者を務めるフィリップ・オルストンさんは、4月22日、新型コロナ対策として巨額な金銭的支援パッケージが提供されながらも、もっとも脆弱な状況に置かれた人々は公正に扱われておらず、または無視されていると指摘。新型コロナの影響で新たに5億人以上が貧困に追いやられる可能性があると警告し、「いまこそ、住民全体を保護し、不確定な未来を前にしてレジリエンスを構築することにつながる、根本的な構造的改革を行うときである」と強調した。（4月26日投稿）

■国連事務総長、新型コロナと人権に関する報告書を発表

グテーレス国連事務総長は、4月23日、『COVID-19と人権：私たちは運命共同体である』と題する報告書を発表。新型コロナ対策においては人権を第1に考えなければならないことをあらためて強調した。詳しくは別稿参照。（4月23日）

■新型コロナ対策における子ども参加の状況に関する報告書、発表される

新型コロナ対策の立案・実施にあたってヨーロッパ諸国で子ども参加がどのように推進・確保されているかを調査した報告書『虹からの出発：COVID-19対策形成への子ども参加の支援』が発表された（4月23日）。セントラル・ランカシャー大学（英国）の研究者が中心となり、20か国の専門家95名を対象として4月に実施されたもの。新型コロナ対策に関連する子ども参加実践をひとつも挙げられなかった回答者が7割にのぼり、まだ取り組みが十分ではないことが明らかになった。（4月30日投稿）

■若者に関する国連ネットワーク、新型コロナと若者に関する声明を発表

約50の国連機関と世界中の160以上の若者団体から構成される「若者の発達に関する国連機関間ネットワーク」が発表した新型コロナと若者に関する声明が、4月24日、公表された。新型コロナに関わる若者たち自身の行動と若者の可能性を認識し、若者とのパートナーシップを構築していくことなどが促されている。（4月24日投稿）

■国連・女性撤廃委、新型コロナに関する指針を発表

国連・女性差別撤廃委員会とは、4月24日ごろ、女性差別撤廃条約と新型コロナに関する指針（ガイダンスノート）を発表。▽セクシュアル／リプロダクティブヘルスを必須サービスとして提供すること、▽教育の継続を確保すること、▽女性に社会経済的支援を提供することなど9項目を挙げ、各国に対応を促し

た。（4月25日投稿）

■新型コロナ対策への国際人道基準の適用に関するハンドブック、発表される

人道援助に関する国際的な最低基準「スフィア基準」を新型コロナ対策においてどのように適用すべきかをまとめたハンドブックの日本語訳が、「ところのかまえ研究会」によって作成・公開された（4月24日）。▽情報▽尊厳▽コミュニティの参画の3つを指針としながら、現金給付型支援、子どもの保護など8つの分野について基準の適用のあり方を解説している。（4月24日投稿）

■国連関係機関、子どもに対する暴力根絶のための行動アジェンダを採択

グテーレス国連事務総長が4月16日に発表した新型コロナと子どもに関する報告書を受けて、「子どもに対する暴力に関する国連機関間作業部会」（子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表および7つの国連関係機関から構成されるもの）は「行動アジェンダ」を発表（4月27日）。▽情報（子どもの声を聴くことも含む）▽連帯▽行動という3つの「前線」で、子どもの権利を踏まえたいっそうの対応を進めていくことを呼びかけた。（4月28日投稿）

■新型コロナ危機下で子どもを守っていく決意を171か国が表明

グテーレス国連事務総長が4月16日におこなった呼びかけを受けて、EU、中南米諸国グループ、「子どもとSDGs関心国グループ」が新型コロナ危機下における子どもの保護についての共同声明をとりまとめた（4月29日）。「可能な場合は子どもの意見を考慮することに努める」ことも含め、すべての子どもの権利を全面的に尊重・促進・保護していくことに対する決意が表明されている。4月30日までに、日本も含む171か国がこの声明に賛同した。（5月9日投稿）

■アジアのNGO、新型コロナ対策における子どもの権利アプローチの適用を要請

アジア地域で活動する子どもの権利関連

の主要な NGO は、4 月 29 日付で新型コロナ対策に関する共同声明を発表し、ASEAN、SAARC および両地域機構の加盟国に対し、国連・子どもの権利委員会の勧告（4 月 8 日）にしたがって子どもの権利基盤アプローチを適用するよう求めた。新型コロナ対策に関して子どもたちとの「真正な協議」を行うことも求めている。（5 月 10 日投稿）

■ユニセフなどが学校再開のためのガイドラインを作成

ユニセフ、ユネスコ、世界食糧計画（WFP）および世界銀行は、4 月 30 日、新型コロナ危機下で休校が続いてきた学校を安全に再開するためのガイドラインを発表した。判断材料を集めるための手段として、学校・地域の指導者、教員、生徒および保護者を対象とする簡便なアンケートを実施することなども提案されている。（5 月 1 日投稿）





新型コロナウイルス感染症と子どもの権利

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」）の国際的蔓延は、世界中の人々の生活に甚大な影響をもたらしている。このような状況のなか、さまざまな国際機関が、とりわけ脆弱な状況に置かれた人々の権利を保護するための取り組みをおこなってきた。本稿では、人権、とくに子どもと女性の権利に関わる国際社会の動向を概観する（前掲の「Document 子どもの権利をめぐる国際動向」もあわせて参照されたい）。

◆国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の役割

WHO（世界保健機関）は、2020年1月30日、新型コロナ・パンデミック（世界的大流行）を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に認定した。これ以降、多くの国が感染拡大防止のために市民の外出や行動を制限するようになり、市民は不自由な生活を強いられるようになっていく。英BBCが4月9日付で配信した日本語記事〈【図表で見る】 封鎖される世界 新型コロナウイルス対策に各地で行動制限〉によれば、しばしば「ロックダウン」（都市封鎖）とも呼ばれるこのような措置を全体的または部分的に導入した国は、3月末で優に100か国を超えた。

このような措置は、当然、国際人権法で保障された市民の権利を制限するものである。公衆衛生の保護を目的とする権利の制限は諸人権条約でも認められているが、その際、人権が不必要にまたは不当に制限されることがあってはならない。また、最初に感染拡大が確認されたのが中国であったことから、中国系・アジア系の人々に対する差別事件が欧米諸国等で広く報告されるようになっていった。

このようななか、ミCHEL・バチェレ国連人権高等弁務官は、2月27日に開催された国連人権理事会の会合で、新型コロナの流行によって中国・東アジア出身の人々への偏見が広がっていることにさっそう注意を喚起し、このような差別と闘うために最大限の努力を行なうよう各国に求めた。あわせて、▼公衆衛生上の措置はいかなる種類の差別もなく実施されなければならないこと、▼隔離は移動の自由を制限するものであり、リスクに比例した、期限付きの安全なものでなければならないこと、▼隔離された人々の権利（食料および清潔な水に対する権利、人道的に扱われる権利、保健ケアへのアクセス、十分な情報を提供される権利、表現の自由を含む）が保護されなければならないことなども指摘している。

バチェレ高等弁務官はさらに、3月6日にも声明を発表し、新型コロナへの対応においては人権が中心に位置づけられるべきであることをあらためて強調した。この声明において、バチェレ高等弁務官は、「人間の尊厳と人権は、後からの付け足しではなく、この努力の最前線および中心に位置づけられなければならない」

という明確なメッセージを発し、ロックダウンや隔離などの拡散防止措置は、人権基準に厳格にのっとり、必要な限度で、かつ評価されたリスクに比例するやり方で実施されなければならないことを再確認している。さらに、▼政府は、すでに経済的に厳しい状況に置かれている人々に新型コロナ対策がもたらしうる予期しない影響に対応する体制を整えておかなければならないこと、▼正確な情報をわかりやすい形で提供することも含め、開かれた透明な姿勢を保つことが不可欠であることなども強調した。

さらに、各国で制限措置が緩和・解除され始めていた5月14日には、「健康と人権を犠牲にして政治または経済主導の対応を進めれば、生命という犠牲を払うとともに、短期的にも長期的にもいっそうの害が生じることになるでしょう」

と述べて、性急な出口戦略に警鐘を鳴らしている。そのうえで、制限等の緩和・解除にあたっては、▼何よりも、保健上の基準は満たされているか、▼脆弱な状況に置かれた場所（諸施設・拘禁場所・スラム等）に対応するための特別措置が導入されているか、▼ハイリスクな状況にある人々を対象とする焦点化された措置が整備されているか、▼労働者の保護を確保するための措置がとられてきたか、▼今後の対応に住民は参加しているかといった点に考慮を払うよう各国に対して促した。

国連人権理事会から人権に関わるさまざまな問題について調査・報告する任務を委ねられている専門家（特別報告者・独立専門家・作業部会など）も、3月中旬以降、新型コロナの問題について活発な発信を続けている。その皮切りになったのは、〈国家は人権抑圧のために緊急措置を濫用するべきではない〉という3月16日付の声明（20人近くの専門家が賛同）であり、〈新型コロナに例外なし：「すべての人は救命措置に対する権利を有する」〉という3月26日付の声明（60人以上の専門家が賛同）である。OHCHRのまとめによれば、6月16日現在、これらの専門家によって75のプレスリリースと11の指針が発表されており、また国連人権理事会に関連の報告書が13本提出される予定になっている（教育に対する権利に関する特別報告者が提出した報告書について後述）。

また、OHCHRは3月末から4月冒頭にかけて新型コロナに関する特設ページを開設し、人権の視点から考慮すべき原則等をさまざまな問題に関して明らかにする「COVID-19 ガイダンス」を発表した。当初は「保健ケアへのアクセス」「緊急措置」「ジェンダー」など13項目から構成されていたが、その後追加が続ぎ、現在では「子ども」「若者」を含む23分野になっている。「緊急措置」「女性」「LGBTIである人々」「障害のある人々」「自由を奪われている子ども」など、特定の集団・論点に関するより詳しい分野別ガイダンスも、現在までに9本発表されてきた。現在では分野別ガイダンスから除かれているものの、約50の国連機関と世界中の160以上の若者団体から構成される「若者の発達に関する国連機関間ネットワーク」も4月24日に声明を公表し、新型コロナに関わる若者たち自身の行動と若者の可能性を認識して若者とのパートナーシップを構築していくことなどを求めている。

「COVID-19 ガイダンス」の日本語訳は筆者が作成・公表し、原文の修正も随時反映させている。以下で取り上げるものも含む関連資料もガイダンスの項目ごとに整理しているので、筆者のサイトを参照されたい。<https://w.atwiki.jp/childrights/>

◆国連・子どもの権利委員会の声明

新型コロナとの関連で人権が侵害されないようにするためには、国連主要人権条約に基づいて設置されている委員会（人権条約機関）の役割もきわめて重要である。3月24日には、10の条約機関（自由権規約委員会／社会権規約委員会／人種差別撤廃委員会／女性差別撤廃委員会／拷問禁止委員会・拷問防止小委員会／子どもの権利委員会／移住労働者権利委員会／障害者権利委員会／強制失踪委員会）の委員長が、新型コロナとの闘いにおいて人権アプローチをとることを一致して呼びかけた。

各条約機関は、その後、個別に新型コロナに関する声明や指針を発表してきている（6月16日現在、人種差別撤廃委員会と拷問禁止委員会はまだ声明等を発表していない）。これらの文書は、条約によって締約国に課された国際法上の義務を新型コロナとの関連でどのように履行していくべきかを明らかにするものであり、重要である。各条約に基づく報告審査でも、今後、新型コロナの問題が取り上げられていくのは間違いない。

国連・子どもの権利委員会も比較的早い段階で声明を発表し（4月8日付）、とくに以下の措置をとるよう各国に求めた（要旨）。

1. 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること。
2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。
3. オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。
4. 子どもたちに栄養のある食事が提供されるようにするための即時的措置をとること。
5. 子どもたちに対する基礎的サービスの提供を維持すること。
6. 子どもの保護のための中核的サービスを継続するとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに専門家による精神保健サービスを提供すること。
7. パンデミックによって脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。
8. 自由を奪われている子どもを可能なかぎり解放し、解放できない場合には家族との定期的接触を維持できるようにすること。
9. COVID-19 関連の制限違反等を理由に子どもの逮捕・拘禁を行わないようにすること。
10. COVID-19 および感染予防法に関する正確な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子どもにとってアクセス可能な言語および形式で普及すること。
11. 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聴かれ、かつ考慮される機会を提供すること。

委員会の声明のひとつの意義は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）・ユニセフ（国連児童基金）などの国際機関の取り組みで必ずしも重視されてこなかった遊び・余暇・レクリエーション等に対する子どもの権利（条約31条）について、声明の冒頭（パラ1および2）ではっきりと取り上げていることである。また、子どもに対するさまざまな影響の評価（パラ1）、子どもに対する情報提供（パラ10）、子どもの

意見の考慮（パラ 11）の重要性を強調している点なども、委員会の姿勢を際立たせるものとして評価できよう。

◆国連事務総長「我々は運命共同体である」

アントニオ・グテーレス国連事務総長も、新型コロナのさまざまな側面に関するメッセージや報告書（ポリシーブリーフ＝政策概要）を発表し、重要な役割を果たしてきた。たとえば、3月31日には『共有された責任、国際的連帯』と題する報告書を発表し、誰ひとり取り残されないようにするため、国際的・国内的連帯を図りながら新型コロナの社会経済的影響に対処していく必要性を訴えている。その後、女性（4月9日）、子ども（同 16 日）、高齢者（5月1日）、障害者（同6日）、メンタルヘルス（同 13 日）、移住者・難民・避難民等（6月3日）、食料（同9日）などに関するポリシーブリーフが発表されてきた。このほか、5月8日にはヘイトスピーチに関する指針（ガイダンスノート）も発表されている。

とりわけ重要なのは、4月23日に発表された報告書『COVID-19 と人権』であろう（ヒューマンライツ・ナウによって日本語訳されている）。「私たちは運命共同体である」（We are all in this together）という副題がついたこの報告書では、主たる原則として次の6つが掲げられている。

- (a) 人々の命と生活を守ることが最優先である。生計維持手段を守ることがその手助けになる。
- (b) ウイルスは差別しない。しかし、その影響は差別的な形で表れる。
- (c) すべての人を巻きこむ対応。
- (d) 脅威はウイルスであって人々ではない。
- (e) 単独で立ち向かえる国はない。
- (f) 復興の暁には以前よりもよい状態でなければならない。

国連人権理事会は、5月30日、前述した OHCHR のガイダンスおよび国連事務総長のこの報告書に評価の意とともに留意し、国連人権理事会の特別手続および人権条約機関が果たしている積極的役割を認め、たうえて、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、および、COVID-19 パンデミックへの各国の対応において人権に関する義務およびコミットメントが全面的に遵守されることを確保する」ことを各国に対して求める議長声明を採択した。国連人権理事会の理事国である日本もこの声明に異議を申し立ててはならず、新型コロナ対策における人権アプローチを推進していく必要がある。

◆一斉休校と子どもの学習権保障

子どもに直接関連する問題としては、第1に一斉休校（学校閉鎖）とその間の学習権保障が挙げられる。ユネスコによる3月4日の発表によれば、この時点ですでに 13 か国（香港・マカオを含む）が全国規模の休校措置をとっており、3億人近くの子どもの影響を受けていた。その数はさらに増え続け、4月頭には 194 か国とほぼ全世界に拡大して、影響を受ける学習者の人数も約 16 億人（全体の 91.3%強）に達している。

このような状況に対し、ユネスコとユニセフを中心とする国際機関も、遠隔学習のための支援をはじめとするさまざまな対応をとってきた。ユニセフは、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）や WHO ととも

に学校における新型コロナ対策についての指針を3月10日に発表したほか、4月30日にはユネスコ・世界銀行とともに学校の安全な再開に向けたガイドラインを発表している。両機関も参加する国際的ネットワークであり、これまで主として紛争や災害時の教育保障に取り組んできた INNE（緊急時の教育に関する機関間ネットワーク）も、さまざまな取り組みを行ってきた。このほか、OECD（経済開発協力機構）は3月末に「2020年 COVID-19 パンデミックへの教育面での対応の指針とされるべき枠組み」を発表し、25項目のチェックリストも公にしている。

一方、世界のすべての子どもが質の高い遠隔学習を利用できる状況にあるわけではなく、教育面での格差や分断が広がる危険性が高い。学習面だけではなく、給食が提供されなくなったことなどによる栄養面での悪影響、子どもがずっと家にいることにともなう保護者・養育者の負担増などの問題も指摘されている。このような問題にどう対処していくかは、学校が再開して以降も続く大きな課題である。また、新型コロナ危機下で子どものメンタルヘルスをどのように保っていくかについては、WHO やユニセフもそれぞれ保護者等に対するアドバイスを公にし、▼子どもたちの不安を当たり前のこととして受けとめること、▼できるかぎりいつもと変わらない日常を維持するように努めること、▼不安を煽るニュースに過剰に接しないようにすることなどを促してきている。

さらに、教育に対する権利に関する国連特別報告者を務めるクンブー・ボリー・バリーさん（ブルキナファソ出身）は、6月15日、「COVID-19 危機が教育に対する権利に及ぼす影響：懸念・課題・機会」と題する報告書を国連人権理事会に提出した。新型コロナが教育に及ぼしている影響を (a) 構造的差別と拡大する不平等、(b) 是正手段の十分さと不十分さ、(c) 教育のデジタル化の課題と機会、(d) 教員その他の教育労働者の権利、(e) 公教育制度の未来という5つの観点から分析したうえで、今後の対応に関する勧告を行うものである。とくに次のような提言が行われており、日本における対策を考えていくうえでも参考になる。

- ▶教育に対する権利の享受における差別の拡大をもたらしてきた力学を明らかにするための、徹底した評価が実施されるべきである。これには以下の要素を含めることが求められる。
- －パンデミック対策によって引き起こされた不平等の拡大の分析
- －教育制度の背景にある経済・財政モデルの持続可能性（公教育機関への資金拠出が不十分であることの影響も含む）に関する調査
- －教育における民間アクターの役割の検討
- －教育労働者（民間セクターの労働者を含む）に提供される社会的保護が十分であるか否かの評価
- －国家行政、教育機関、教員、学習者、親およびコミュニティ同士で協力が行われていないことの検討
- ▶オンラインによる遠隔学習の活用は、危機への対処を目的とする一時的解決策以上のものとして捉えられるべきではない。教育のデジタル化が教員とともに学校現場での学習にとって代わることはあってはならない。デジタル技術を通じた民間アクターの大規模参入は、長期的には、教育制度および万人のための教育に対する権利にとっての大きな危険とみなされるべきである。今後、そのような学習にどのような位置づけを与えるかについて考えられる可能性のみならず、子ども・若者への有害な影響も念頭に置きながら、徹底した討議が行われなければならない。

◆子どもと女性に対する暴力・虐待・搾取など

もうひとつの重要な問題は、暴力・虐待・搾取などからの子どもや女性の保護が後退する危険性である。ユニセフとプラン・インターナショナルが共同主務機関を務める「人道行動における子どもの保護のための連合」は、3月20日にこの点に関する指針を発表し、とくに▼身体的・情緒的マルトリートメント、▼ジェンダーに基づく暴力、▼精神衛生および心理社会的苦痛、▼児童労働、▼保護者のいない子どもおよび保護者・養育者と離れ離れになった子ども、▼社会的排除に関連のリスクとして取り上げた。

同連合はその後、自由を奪われている子ども、家庭における暴力・虐待・ネグレクト、代替的養護を受けている子どもなどに関する指針を発表している。また、子どもの売買・性的搾取に関する国連特別報告者、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表などの国連人権専門家も、たとえば4月7日に発表した声明で、外出制限により家庭や施設で待機することを余儀なくされている子どもたちを暴力から保護するための緊急の対応を各国に促すなど、取り組みを強めてきた。

とくに女性・女児を対象とする暴力に関しては、UN Women（国連女性機関）の役割も重要である。同機関は、DV（ドメスティックバイオレンス）を含む女性と女児への暴力に関する報告書を4月6日に発表し、事務局長名でこのような「影のパンデミック」への対応の強化を呼びかけた。その前日（4月5日）には国連事務総長もメッセージを発表し、とくに次の7つの行動を各国に促している。

- (a) オンラインサービスおよび市民社会組織への投資を増やす。
- (b) 加害者が引き続き司法制度によって訴追されるようにする。
- (c) 薬局や食料雑貨店に緊急警報システムを設置する。
- (d) シェルターが必須サービスであることを宣言する。
- (e) 女性が加害者に警戒されることなく支援を求めるための安全な方法を創設する。
- (f) 女性に対する暴力（形態の如何を問わない）を理由として有罪判決を受けた受刑者を釈放しないようにする。
- (g) 意識啓発キャンペーン（とくに男性・男児を対象とするもの）を拡大する。

新型コロナが女性・女児に及ぼしている影響については、内閣府男女共同参画局の新型コロナ関連ページにも、国際機関等が発表した資料の日本語訳がいくつか掲載されている。また、同局が発行している「共同参画」2020年6月号では「新型コロナウイルス感染症の流行が女性・女児に与える影響に対する国際的な取組の動向」（内閣府男女共同参画局総務課）が要領よくまとめられており、有用である。

なお、UN Women は女性・女児を対象とするネット上の暴力についての報告書も発表している（5月20日）。外出制限等のためにインターネットの利用が増加した結果、子ども・女性の性的搾取や人身取引が拡大しているとの報告もあり、対策の強化が必要である。リプロダクティブヘルス・サービスの後退も懸念されている。

このほか、児童労働の問題については、ILO（国際労働機関）とユニセフが6月12日に共同で報告書を発表し、新型コロナの影響で貧困に陥る世帯が増えていること、休校措置が幅広くとられていることなどの要因により、この20年間で初めて児童労働が増加するおそれがあると警告した。感染者（または感染を疑われている人）、医療従事者およびこれらの人々の家族に対する差別・偏見・いやがらせ・暴力も問題になっており、法律や条例による処罰を検討・導入する国も出てきている。

◆子どもに対する説明責任と子ども参加の推進

以上のように、新型コロナは世界中の子どもの生活のさまざまな側面に甚大な影響を及ぼしてきている。まだわかっていないことも多いウイルスの拡散に対して迅速に手を打たなければならなかった関係上、すべての子どものあらゆる権利を保障するための取り組みは、どの国でもこれからの課題である。

そのような状況のなか、注目に値するのは、首相や大臣が子ども向けの記者会見を開いたり、子ども・若者向けのメッセージを発したりして子どもたちへの説明責任を果たそうとする試みが、いくつかの国で行われてきたことである（別稿「Document 子どもの権利をめぐる国際動向」参照）。とくに、デンマーク、ノルウェー、ニュージーランド、フィンランドなど、女性の首脳による取り組みが目立つ（別稿では触れていないが、ベルギーの首相も同様の発信をおこなっている）。もちろん、男性の首脳がこのような取り組みをまったくおこなっていないというわけではない。たとえばカナダのトルドー首相は、子どもたちに向けたビデオメッセージを発表した後、子ども向けニュース番組に出演して子どもたちの質問に答えているし、台湾でも、保健福祉相と教育相（いずれも男性）が子ども向けの記者会見をおこなった（5月15日）。

他方、新型コロナに関する子どもたちの声を大規模に聴こうとする取り組みは、多くの国で端緒に就いたばかりである。セントラル・ランカシャー大学（英国）の子ども・若者参加センターが欧州20か国の専門家を対象として4月に実施した調査でも、新型コロナ対策への子ども参加の取り組みをひとつも挙げられなかった回答者が7割にのぼり、残る3割も広報など限定的分野での参加を挙げるに留まった。現在、いくつかの国の子どもオンブズパーソンや国内・国際NGOにより、COVID-19パンデミック下での子どもたちの経験を明らかにするためのさまざまな調査が進められつつある。

この点、日本では複数の団体が子どもたちを対象とするアンケートを実施し、その成果も、調査結果を踏まえた提言とともに順次発表されてきた。たとえばセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、3月に実施した緊急子どもアンケートの結果を3月末（速報版）と5月初旬（全体版）にそれぞれ発表し、全体版の結果発表時に、日本政府に対して次のような提言をおこなっている。

1. あらゆる状況にいる子どもたちの意見を聴き、新型コロナウイルス感染症対策などに最大限反映してください
2. 子どもたちに向けて、適切な情報提供とメッセージの発信をおこなってください
3. すべての子どもの多様な育ち・学びを保障し、子ども同士の格差を生まない対策を進めてください
4. 学校再開に際しては、各学校現場の取り組みに合わせて国の支援をおこなってください
5. 子どものこころのケアに配慮した中長期的な取り組みを国として支援してください
6. 休校要請など国の感染症対策による、子どもに対するインパクト調査・評価をおこなってください
7. 差別を助長しない取り組み、メッセージの発信を推進してください

また愛知県弁護士会は、国連・子どもの権利委員会の声明も踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大下における子どもの権利保障と子どもの最善の利益を求める会長声明」を5月15日付で発表している。とくに以下の点に関する対応を国や自治体に求めるものである。

1. 小学・中学・高校生の子どもの権利保障
 - (1) 意見表明の権利について
 - (2) 生きる権利（虐待から保護される権利）について

- (3) 教育を受ける権利について
- (4) 学校再開にあたっての子どもの最善の利益の保障について
- (5) 休む権利・遊ぶ権利・芸術的活動を行う権利について
- (6) 障害のある子どもの権利について

2. 未就学児の権利保障

3. 保護者と離れて生活している子どもたちの権利保障

- (1) 虐待等の事情で親から離れて暮らす子どもたちの権利保障
- (2) 施設等に入所中の子どもたちの権利保障

他にも多くの団体からさまざまな要望や提言が出されている。本稿で紹介した国際的取り組みも踏まえながら、子どもの権利を基盤とする新型コロナからの復興を進めていくことが重要である。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.165

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2020年7月27日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円